

茅ヶ崎市環境基本計画

Chigasaki-City The Basic Environmental Master Plan

中間見直し



茅ヶ崎市

令和8(2026)年3月策定

ごあいさつ

茅ヶ崎市は、南部の海浜と北部に広がる丘陵のみどり、そして四季を通じて温暖な気候に恵まれた暮らしやすいまちです。

この豊かな自然とまちのにぎわいが調和する環境は、市民・事業者の皆さま、市がともに守り、育てきた財産となっています。

一方で、気候変動や資源循環、生物多様性の保全など、私たちを取り巻く環境課題は複雑化しており、本市の美しい海や河川、里山などの自然環境だけでなく、私たちの安全で安心な生活にも影響を及ぼしています。

こうした変化に適切に対応しながら、総合的かつ計画的に施策を推進するため、「茅ヶ崎市環境基本計画」の中間見直しを行いました。

自然資本を守り活かす「ネイチャーポジティブ」や、資源を循環させる「サーキュラーエコノミー」への移行、2030年度の温室効果ガス削減目標を見直し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、より踏み込んだ対策を進めていきます。

また、その結果として、「健康で質の高い暮らし（ウェルビーイング）」の実現を目指していくことを新たに盛り込みました。

次の世代に、茅ヶ崎らしい海とみどり、そして安心して暮らせる環境を手渡せるかどうか、その鍵を握るのは、今を生きる私たち一人ひとりの行動です。

こまめな節電など省エネルギーにつながる行動をする、適切な分別やりサイクル、食品ロスの削減によりごみを減量する、地域の自然を学び・守る、企業活動を脱炭素型へ転換する、このような行動の積み重ねが、まち全体の変化を生み出します。

そこで、中間見直しでは、市の施策に加え、市民・事業者の皆さまの環境行動の参考となるよう具体的な取り組み例を掲載しました。

市民・事業者の皆さま、市の対話と協働をさらに深め、誰もが参加しやすい仕組みづくりを進めてまいります。ともに環境行動に取り組み、皆で明るい未来の環境を築いていきましょう。

結びに、中間見直しにあたり、ご協力いただき、数多くの貴重なご意見をいただきました市民・事業者の皆さま、ご尽力を賜りました「茅ヶ崎市環境審議会」の委員の皆さまに心からお礼申し上げます。



令和 8(2026)年3月 茅ヶ崎市長 佐藤 光

目 次

第1章 環境基本計画の中間見直しについて -----	1
1-1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像	2
1-2 茅ヶ崎市環境基本計画とは	4
1-3 将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方	5
1-4 計画体系	6
1-5 環境を取り巻く社会情勢の変化	8
1-6 中間見直しのポイント	10
第2章 将来像の達成に向けた目標・取り組み -----	11
政策目標 1 自然と人が共生するまち	12
政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち	20
政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまち	26
政策目標 4 気候変動に対応できるまち	32
政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち	49
第3章 計画の確実な推進のために -----	57
3-1 計画の推進体制	58
3-2 計画の進行管理	59
資料編 -----	資-1

資料編用語集に記載されている用語は、本文中初出時に*印を記載しています。

第1章

環境基本計画の中間見直しについて

1-1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

以下に示す状態を本市が目指すべき環境の将来像として掲げます。

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷*を低減した循環型・脱炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

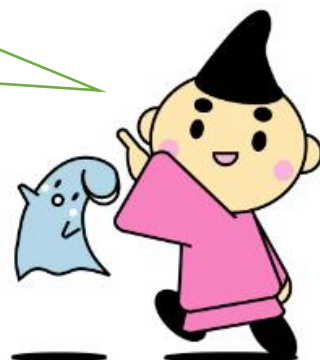
また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性*の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市域を超えた発信によって、『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

残りの5年は、これまで以上に市民や事業者の皆さまと市が力を合わせて取り組みを進めることが大切ですよ！

一人ひとりの行動や、地域に根ざした取り組みで、将来像の実現をぐっと近づけましょう



『持続可能な社会』の実現に貢献



1-2 茅ヶ崎市環境基本計画*とは



環境基本計画について

茅ヶ崎市のより良い生活環境を創造し、持続可能な社会の実現を目指すために制定された「茅ヶ崎市環境基本条例」の基本理念の実現に向けた取り組みを具体化するために策定されるものです。

地球温暖化*対策の推進に関する法律*に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と気候変動適応法*に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画でもあります。

*本計画の具体的な取り組み内容については、財政の見通しと整合を図って策定される茅ヶ崎市総合計画*及び実施計画との整合を図ることを前提とし、両計画における事業の優先度に基づき実施事業の範囲を改めて判断していきます。

計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画です。中間見直し後の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

計画の範囲

身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉え、5つの分野に構成しました。対象地域は茅ヶ崎市全域ですが、広域的な取り組みが必要なものは、国、県、周辺市町などと協力しながら課題解決に取り組みます。

◆5つの対象分野◆



計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者、市の三者です。公平な役割分担の下に各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

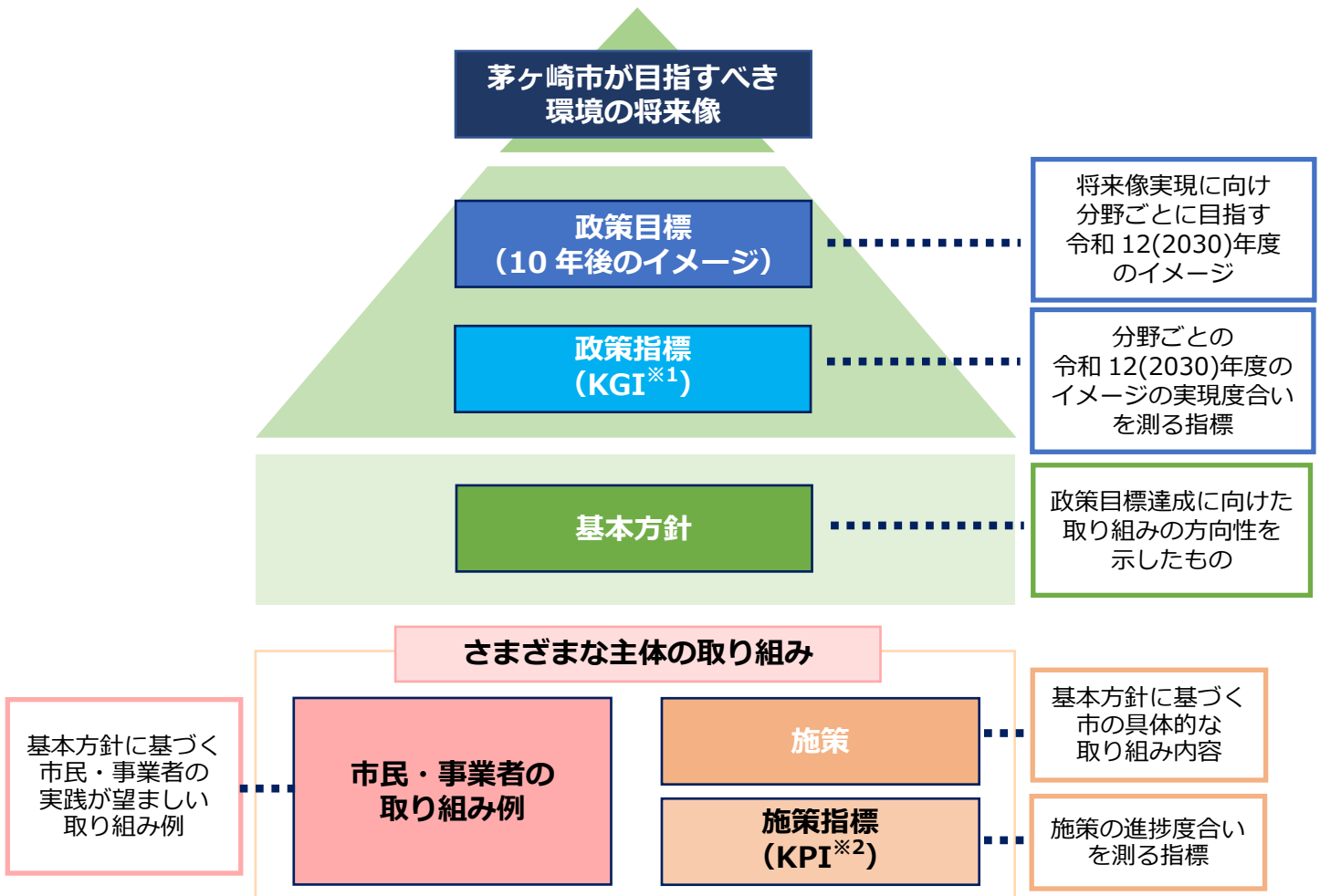
市民	事業者	市
<ul style="list-style-type: none">• 自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画します。• 日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。	<ul style="list-style-type: none">• 事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めます。• 事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。• 市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。	<ul style="list-style-type: none">• 環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。• 市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要な仕組みづくり等の基盤整備を行います。

1-3 将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方

本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて、本計画が目指す令和12(2030)年度の茅ヶ崎市のイメージを5つの分野ごとに描きました。これらのイメージを「目指すべき環境の将来像」を実現するための「政策目標」と位置付けます。目標とする将来イメージの実現の度合いを測るため、各政策目標には、達成指標となる「政策指標」を設定しました。

さらに、政策目標の達成に向け、10の「基本方針」を定め、市民・事業者・市の役割に応じた具体的な取り組み内容を示しました。市の取り組みについては、「施策」と施策の進捗度合いを測る「施策指標」を設定しています。

◆将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方◆



※1 政策指標(KGI):Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標(KPI):Key Performance Indicator 最終目標を達成するための過程を計測する中間指標

1-4 計画体系

目指すべき環境の将来像を実現するための計画体系は、次のとおりです。

政策目標：令和12(2030)年度のイメージ

1 自然と人が共生するまち【ネイチャーポジティブ*の実現】



生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域・生育環境が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に還元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

2 良好な生活環境が保全されているまち【住み続けたい住環境の維持】



水や大気、土壌環境については環境基準*を維持し、継続的に改善が図られています。

騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄*が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。

人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

3 資源を大切に作る循環型のまち【サーキュラーエコノミー*への転換】



必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロス*を減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

資源物が循環利用され、サーキュラーエコノミーへの転換が進んでいます。

4 気候変動に対応できるまち【2050年カーボンニュートラル*を目指す】



家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車*の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガス*の排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

5 環境に配慮した行動を実践するまち【皆が行動できるパートナーシップ形成】



市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

すべての取り組みにより関連するSDGsとウェルビーイング*の実現を目指す



基本方針(関連する分野)/施策	拡充・実施強化、新規掲載 【拡充・実施強化:◆ 新規掲載:○】
<p>(1) 生物多様性の保全</p> <p>①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進</p>	<p>◆外来種*に関する情報発信や拡散防止の推進 ◆生物多様性やみどりに関する講座や観察会の実施</p>
<p>(2) みどりの保全</p> <p>④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全</p>	<p>○担い手等への農地集積 ○市有地にある森林環境の保全・維持管理</p>
<p>(3) 良好な生活環境の保全</p> <p>⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全</p>	<p>○広域連携も含めた公害対策体制の強化</p>
<p>(4) 快適な生活環境の形成</p> <p>⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進</p>	<p>◆持続的な地域清掃・ボランティア清掃の推進 ○落書き対策・対応</p>
<p>(5) ごみの発生抑制*・再使用*・再生利用*の推進</p> <p>⑫4R*の推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化</p>	<p>○プラスチック製品の分別収集 ◆事業系ごみの排出状況の把握と適正指導</p>
<p>(6) 資源循環型まちづくりを目指した ごみ処理システムの構築</p> <p>⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施</p>	<p>◆関係機関との連携等も含めた不法投棄の監視 ○新たな循環型システム構築、事業者との連携による資源循環 ○戸別収集導入の検討</p>
<p>(7) 気候変動緩和策*の推進</p> <p>⑯ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進 ⑰再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進 ⑱まちの脱炭素化促進 ⑲吸収源対策の推進</p>	<p>○脱炭素経営・GX(グリーン転換)*の普及啓発 ○公共施設の省エネ診断の受診に伴う運用改善 ○公共施設への再エネや蓄電池、電気自動車等の導入 ○ZEB*・ZEH*普及制度の検討 ○ブルーカーボン*となる藻場に関する調査・情報発信 等</p>
<p>(8) 気候変動適応策*の推進</p> <p>⑳自然災害対策の推進 ㉑健康被害対策の推進</p>	<p>○自然災害等に備えた災害連携協定の締結 ◆世代やライフスタイルに応じた熱中症予防に関する周知・啓発 ○炎天下かけこみスポット(クーリングシェルター)*の周知徹底 等</p>
<p>(9) 環境教育*・環境学習の充実</p> <p>㉒学校における環境教育の充実 ㉓地域における環境学習機会の拡充 ㉔庁内の環境意識の向上</p>	<p>○学校の取り組みに対する支援</p>
<p>(10) 環境活動の促進</p> <p>㉕環境に配慮した活動への支援 ㉖環境に関する情報の発信 ㉗パートナーシップの強化</p>	<p>○継続的な活動につながる情報提供や支援 ◆新たな情報発信手段を活用した利用者ニーズに即した情報発信 ○多様な主体との交流 ○市民団体や事業者等との連携機会の拡充 等</p>

1-5 環境を取り巻く社会情勢の変化

計画前期(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)の環境を取り巻く社会情勢の変化を、「世界」「国」「神奈川県」の視点から整理しました。

環境全般

生物多様性

世界の動向

- 持続可能な開発目標(SDGs)
平成 27(2015)年9月「国連持続可能な開発サミット」にて掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、
令和 12(2030)年までのSDGsのターゲットのうち進捗が順調なものは約 15%、半分近くは不十分、約 30%は停滞・後退しており、令和 5(2023)年 9 月に採択された「SDG サミット政治宣言 2023」において、SDGs 達成に向けて取り組みを加速化していくことを各国首脳等の間で確認されました。

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組
令和 4(2022)年12月に採択された愛知目標の後継となる新たな生物多様性の世界目標です。2050年ビジョン「自然と共生する世界」、2030年ミッション「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる(ネイチャーポジティブ)ための緊急の行動をとる」などが掲げられています。2030年ターゲット(世界目標)には、陸と海の30%以上を保護地域とOECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)で保全・管理する「30by30目標」も含まれています。

国の動向

- 第六次環境基本計画
令和 6(2024)年5月に閣議決定された計画で、最上位の目的に環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現が掲げられています。
環境収容力を守り環境の質を向上させることで、経済社会の成長・発展を可能にする持続可能な社会「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)の構築を目指し、その基盤として自然資本(環境)の維持・回復・充実や、無形資産である環境価値の活用による経済全体の高付加価値化等が示されています。

- 生物多様性国家戦略
令和 5(2023)年3月に世界目標の達成に向けて「生物多様性国家戦略*2023-2030」が策定され、2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標に「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられました。また、令和 7(2025)年4月に企業や自治体等による地域の生物多様性の増進(生物多様性の維持・回復・創出)活動を促進する「生物多様性増進活動促進法」が施行され、自然共生サイトや増進活動認定制度などが創設されました。

神奈川県の動向

- 神奈川県環境基本計画
県の環境施策全体を総合的・計画的に推進する計画です。令和6(2024)年度から令和 12(2030)年度を計画期間とする現行の環境基本計画では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げ、気候変動への対応、自然環境の保全、循環型社会*の形成、大気・水環境の保全と環境リスク低減の4つの施策分野とそれらを横断的に支える環境教育・普及啓発の取り組みを組み合わせ、各施策分野の個別計画と整合を図りながら推進していくものとしています。

- かながわ生物多様性計画2024-2030
生物多様性基本法*に基づく地域戦略として策定され、「神奈川県環境基本計画」の自然環境分野の個別計画として位置付けられます。ネイチャーポジティブに向けて、令和6(2024)年3月に全面改定されました。「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の2つの目標を掲げ、エリアに即した取組、広域的な取組、行動の促進の取組を進めるものとなっています。

資源循環

●プラスチック汚染対策条約の議論

令和元(2019)年6月の「G20 大阪サミット」にて令和 32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。

令和 4(2022)年 2、3 月の「第 5 回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)」において、プラスチック汚染に関する条約について議論する政府間交渉委員会(INC)の立ち上げ決議が採択されました。条約の策定に係る作業が進められており、合意に向けた協議が続けられています。

●第五次循環型社会形成推進基本計画

令和 6(2024)年8月に閣議決定された循環経済への移行に向けた国家戦略です。ネット・ゼロやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や産業に必要な資源の安定供給につなげるなどが示されています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和 4(2022)年 4 月に施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の仕組みが整備されました。

●神奈川県循環型社会づくり計画

「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて県民、事業者、行政が連携して循環型社会形成への取り組みを進めるための行動計画で、令和 6(2024)年3月に全面改定されました。

有限な資源を有効活用し、将来世代に快適な生活環境と良好な地球環境を引き継ぐ「廃棄物ゼロ社会」の実現を基本理念に掲げ、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定し、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組むものとしています。

気候変動

●グラスゴー気候合意

令和 3(2021)年 11 月、気温上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑えること、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。

●グローバルストックテイク(GST)

令和 5(2023)年 12 月に世界全体の気候変動対策の進捗評価(GST)が実施され、2025年までに温室効果ガス排出をピークアウト、2030年までに 43%、2035年までに 60%削減、再エネ発電容量 3 倍、省エネ改善率 2 倍等が合意されています。

●地球温暖化対策計画*

国は、令和 2(2020)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラルの実現」を宣言し、令和 3(2021)年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律を改正、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減(2013 年度比)」を目標とする「地球温暖化対策計画」が策定されました。

グローバルストックテイク(GST)を踏まえて令和 7(2025)年 2 月に計画が見直しされ、新たに 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減の目標が明示されています。

●神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県環境基本計画」の気候変動分野の個別計画として位置付けられ、令和 6(2024)年 3 月に全面改定されました。中期目標として令和 12(2030)年度温室効果ガス排出量 50%削減(2013 年度比)、令和 12(2030)年度までに太陽光発電*の 200 万 kW 以上導入等を掲げ、県庁の温室効果ガス削減目標として令和 12(2030)年度に 70%削減(2013 年度比)を掲げています。

計画改定に伴い、県民・事業者に向けた補助金や支援策が大幅に拡充されています。

1-6 中間見直しのポイント

社会情勢の変化と中間評価などを踏まえた中間見直しのポイントを以下に整理しました。

指標の見直し

政策目標と各施策の進捗管理を行うための政策指標、施策指標について、効果的に評価を実施できるような項目の見直しを行いました。なお、現時点で期末目標を達成した指標は、目標値の引き上げを行っており、加えて個別計画や国との整合を図るために一部目標値を修正しました。

2050年脱炭素シナリオと令和12(2030)年度削減目標の見直し

令和6(2024)年3月に策定した「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」を踏まえて、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を国と整合する46%以上に引き上げるとともに、目標達成に向けた対策の強化を行いました。

分野横断的な取り組みの明確化

環境政策は、気候変動対策、資源循環、自然共生、行動変容など様々な分野の取り組みが横断的に関連し、その効果を発揮するため、各分野の政策目標と関連する分野がわかるよう明示しました。

市民・事業者の皆さまに伝わりやすい計画へ

環境基本計画の推進主体は、市民・事業者の皆さまと市の三者です。市の取り組みに加え、市民、事業者の皆さまの行動の目安となるよう、主体別の取り組み例を計画に盛り込みました。また、市民・事業者の皆さまの視点で必要な情報が伝わりやすいよう、計画の構成の見直しを行いました。

ウェルビーイングの実現

環境の質が「ウェルビーイング／高い生活の質」と「新たな成長」の実現につながることから、環境の質の向上＝生活の質の向上を実現するウェルビーイングの視点を盛り込みました。

ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミー移行の視点

令和12(2030)年度の政策目標に、豊かな茅ヶ崎市の自然環境を、自然資本として守り活かし、回復させるネイチャーポジティブの視点と、ストック(既存の資源)を有効活用するサーキュラーエコノミーへの移行の視点を盛り込みました。

第2章

将来像の達成に向けた目標・取り組み

政策目標1 自然と人が共生するまち 【ネイチャーポジティブの実現】

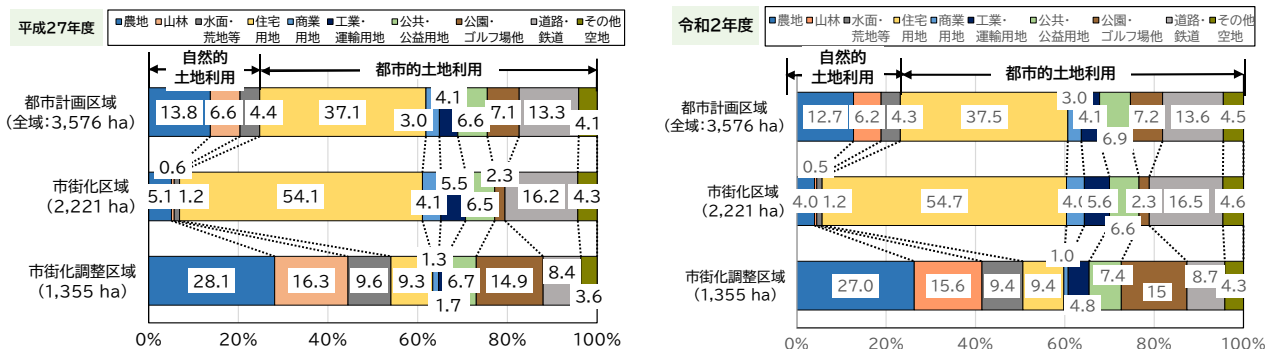
現状と課題

本市は、南に相模湾、北に相模原台地の丘陵地を有し、市内を流れる相模川、小出川、千ノ川、駒寄川などその地形的特性から多様な自然環境が形成されています。樹林地、農地、草地、水辺などの環境が含まれる谷戸、生きものを育み地域に潤いをもたらす河川、地域の人たちによって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様な生きもののすみかとなっています。これらは、地域の生態系*の支えとなっているほか、二酸化炭素の吸収、大気の浄化や都市の温度上昇の緩和、景観の創出、快適さや安らぎの提供など、様々な効果をもたらしています。

令和2(2020)年度の土地利用現況調査の結果において、本市の農地・山林・水面などの自然的土地利用は23.2%で、平成27(2015)年度の24.8%より減少しました。都市公園・都市緑地は微増していますが、市民1人当たり公園面積は3.39m²で変化はありません。小出川や駒寄川流域で特定外来生物*ナガエツルノゲイトウ繁殖拡大が確認され、周辺の生態系への影響が懸念されています。

市民活動団体との協力による重要度の高い自然環境の保全活動や、親子で学べる学習機会の創出、地域住民の協力を得た公園緑地等の維持管理(公園愛護会制度)など、これらの自然環境を保全する取り組みを地域とともに展開しています。

◆土地利用現況の変化◆



出典: 茅ヶ崎市都市計画基礎調査

●環境審議会による中間評価(政策評価)●

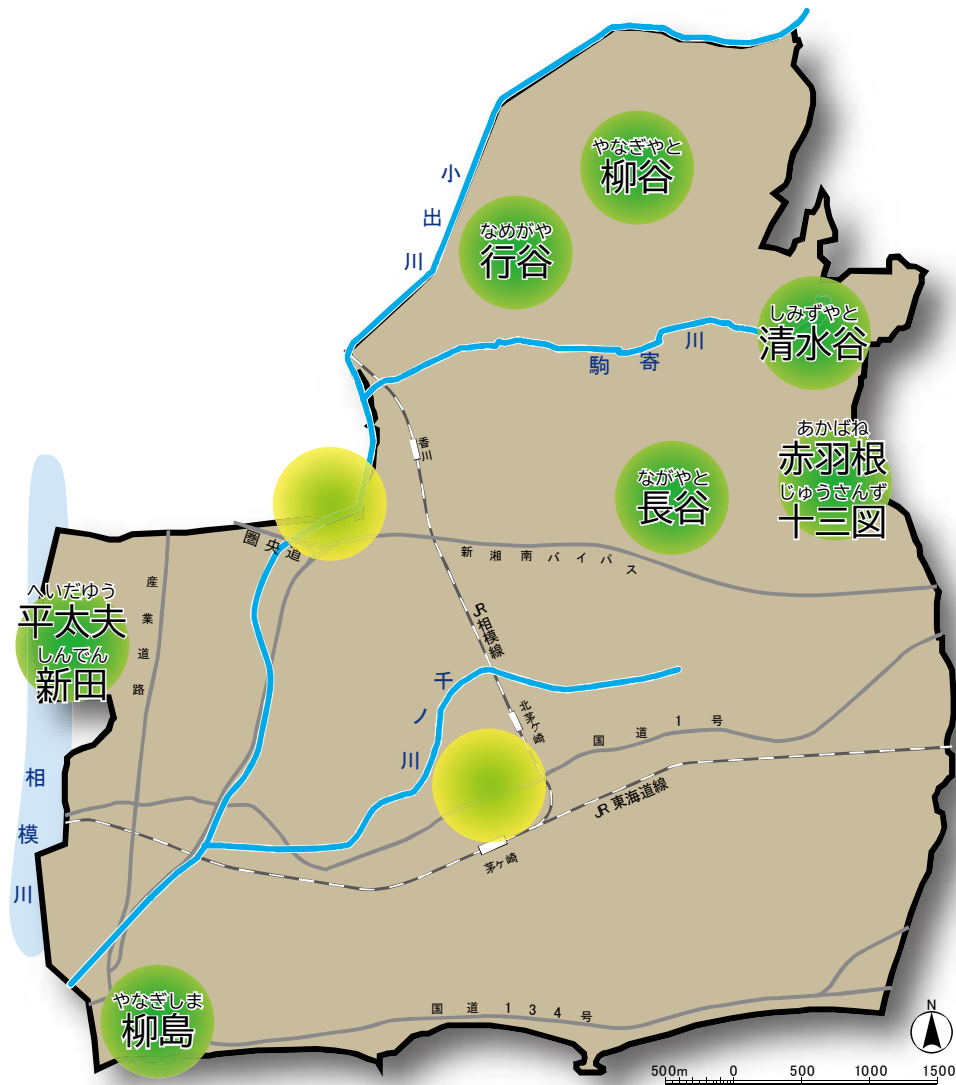
- 市民の環境意識や満足度は全体として向上しており、施策の成果が着実に現れている点は評価できる。市民参加による保全活動や啓発事業の継続的な実施が市民意識の醸成につながっていると思われる。
- 市民団体や地域住民と連携した自然環境の保全活動は継続的に実施されており、地域に根ざした取り組みは十分評価できる。市民活動団体との更なる情報共有の機会を増やす等、より丁寧な対応が求められる。
- 農地の減少や特別緑地保全地区*指定の遅れには抜本的な対策が必要。目標値の変更も含め再検討が必要。また、緑地面積の減少が続いており、保存樹林の新たな指定や農地の保全、都市計画との連携強化など、より積極的な対策が求められる。外来種の増加等新たなりリスクへの対応も含め、自然環境の「質」と「量」の両面からの保全施策の強化が必要であると思われる。

●特に対応すべき課題●

- 市民団体との対話や「緑のまちづくり基金*」活用など、より多くの人が参加しやすく、また、団体が継続的に活動できるような仕組みの検討が求められています。
- ナガエツルノゲイトウ等外来種が見られるようになり、これらへの対策が必要です。
- 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略*」と整合を図りながら、特別緑地保全地区やまちなかのみどりを増やすための取り組みが求められます。また、農地の保全に向け、営農環境の維持のための対策などの取り組みが必要とされています。

特に重要度の高い自然環境を有する地域

自然環境評価調査*により特に重要度の高い自然環境とされた、柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平太夫新田、柳島のうち、柳谷、行谷、清水谷、赤羽根十三図、長谷では、多様な生きものの生息・生育が確認され、指標種*の分布が集中しています。また、柳島では、固有性の高い指標種（海岸指標種）が多く確認されたことが評価されました。平太夫新田で記録された指標種の種類は多くありませんが、生物の回廊（コリドー）（移動空間）としての機能が評価されました。



凡例

- 特に重要度の高い自然環境を有する地域
- 生きものの移動経路として重要な場所

目標と基本方針

政策目標1

自然と人が共生するまち 【ネイチャーポジティブの実現】



令和12(2030)年度の茅ヶ崎市のイメージ

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域・生育環境が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に還元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

基本方針(1) 生物多様性の保全

- 貴重な生きものが生息・生育するみどりの保全・再生に取り組むとともに、市民、事業者と連携・協力しながら市内の生きものの生息・生育の実態を把握します。
- 生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊かにしてくれていることを市民や事業者にも普及・啓発します。

基本方針(2) みどりの保全

- 人々が身近にふれあう公園、緑地、水辺など、まちなかの温度上昇の抑制、二酸化炭素の吸収、大気の浄化や景観保全など多面的な効果を持つみどりの保全に努めます。

清水谷特別緑地保全地区



オニヤンマ



マルバスマシ



政策目標 1 の実現に向けて、市民と事業者の皆さまに実践していただきたい取り組み例を以下に示しました。できる範囲で取り組んでいただき、ともに目標達成を目指しましょう。

市民の皆さまの取り組み例

- 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
- 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加します。
- 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深め、対策に協力します。
- 事業者や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に取り組みます。

事業者の皆さまの取り組み例

- 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加します。
- 市や地域で行う緑化活動に協力します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深め、対策に協力します。
- 市民や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に取り組みます。

茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

「茅ヶ崎市環境基本計画」と調和を図る位置づけになっている計画に、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」があります。

同計画では、「みどり」を樹林や農地、水辺、公園、海岸、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境ととらえ、「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」をみどりの将来像として、3つの基本方針を掲げています。

- 基本方針 1. 人々が身近にふれあうみどりの充実
- 基本方針 2. 生きものが生息・生育するみどりの確保
- 基本方針 3. みどりと人々がであう協働のしくみづくり

計画期間：平成31年(2019年)から令和10年(2028年)までの10年間



市の施策

凡例：＊継続の取り組み、◆拡充・実施強化の取り組み、○新規掲載の取り組み

基本方針(1)

生物多様性の保全

施策

01 重要度の高い自然環境の保全

自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」として位置づけられた柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三囷、平太夫新田、柳島を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、他の様々なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。

また、北部丘陵については、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、「特に重要な自然環境」として位置づけられた地域の周辺にある里山環境を一体として保全していきます。

主な取り組み	担当課
＊特別緑地保全地区における保全活動の実施	景観みどり課
＊自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進	景観みどり課
＊北部地区の緑地に対する維持管理	景観みどり課 公園緑地課
＊茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	景観みどり課

施策

02 生きものの生息・生育環境の保全

自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」や「生きものの移動空間として重要な地点・地域」とされた地域をはじめ、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様なみどりと、そこをすみかとする多種多様な生きものの実態を定期的に把握し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進します。

また、生態系に影響を及ぼす外来生物に関する情報発信や拡散防止を推進します。

主な取り組み	担当課
＊自然環境評価調査の実施と調査員の養成	景観みどり課
◆外来種に関する情報発信や拡散防止の推進	環境政策課 景観みどり課
＊開発行為に伴う指標種等への対応(ミティゲーション(代償)の実施)	景観みどり課
＊緑化ガイドラインの作成	景観みどり課

施策

03 生物多様性の保全に向けた理解の促進

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくために生物多様性の保全は、私たちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知啓発を行うとともに、「生物多様性活動促進法」などの普及啓発を通して、生物多様性やその恵みについて理解を促進します。

主な取り組み	担当課
◆生物多様性やみどりに関する講座や観察会の実施	環境政策課 景観みどり課
*「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知と保全への配慮の働きかけ	景観みどり課
*生物多様性に関する情報発信	環境政策課 景観みどり課

基本方針(2) みどりの保全

施策

04 公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の協力を得ながら適正な保全・管理を進めます。また、雨水流出抑制や浸水軽減をはじめとした防災機能も有するみどりの質の維持・向上によりその価値の普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援します。

さらに、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に基づき、市内の樹林や樹木の保全を図るほか、民有地の緑化を推進し、市内のみどりの保全・創出を図ります。

主な取り組み	担当課
*公園整備の推進	公園緑地課
*公園緑地等の維持管理	公園緑地課
*「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用 (保存樹林等・市民緑地など／みどりの保全地区など)	景観みどり課

施策

05 河川・水辺、海岸の保全、整備

相模川や小出川、千ノ川や駒寄川などの河川の流域特性をふまえて、生物多様性に配慮しながら周辺の樹林や農地、公園・緑地など連続したみどりのネットワーク形成を図ります。

このほか、砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生するとともに、海岸の景観を構成する砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。

これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を生かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

主な取り組み	担当課
*小出川・千ノ川の適正管理の促進	下水道河川建設課
*千ノ川・駒寄川の除草などの維持管理	下水道河川管理課
*海岸浸食防止対策	農業水産課

施策

06 農地、森林の保全

農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成、生きものの生息・生育環境といった多面的な役割を担う農地を保全するほか、都市農業の安定的な継続のための多様な担い手の確保などの農地の保全に寄与する事業を推進します。

また、水源涵養(かんよう)、大気浄化、生きものの生息・生育空間などの公益的機能を持つ森林を保全します。

主な取り組み	担当課
○担い手等への農地集積	農業水産課
*市民農園への支援	農業水産課
*営農に対する支援策	農業水産課
*地産地消の推進	農業水産課
*援農ボランティア制度の活用	農業水産課
*生産緑地の指定	都市計画課
○市有地にある森林環境の保全・維持管理	景観みどり課

指標

政策指標

政策指標		中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
1-1	「里山などの自然の緑」を「重要」と考える割合(市民)	62% (令和5年度)	63%
1-2	自然環境評価調査での指標種の確認数	調査実施・確認中	確認できる指標種の数 を維持する
1-3	緑地面積※1(都市計画区域面積(3,576ha)における 緑地面積(割合))	641.97ha (17.95%) (令和7.4.1)	689.68ha (19.29%) (令和10年目標)
1-4	「緑の豊かさ」に対する「満足」の割合(市民)	42% (令和5年度)	46%
1-5	「里山などの自然の緑」に対する「満足」の割合(市民)	47% (令和5年度)	48%
1-6	「水と親しめる場所」に対する「満足」の割合(市民)	55% (令和5年度)	60%

※1 緑地面積:都市公園、公共施設緑地(青少年広場等)、民間施設緑地(ゴルフ場・社寺境内地等)、地域性緑地(特別緑地保全地区・生産緑地地区・保存樹林等、法や条例、協定等によるもの)の面積。

参考データ

項目	現状値 (令和2年度)
都市計画基礎調査における自然的土地利用※2の割合	都市計画区域(23.2%) 市街化区域(5.7%) 市街化調整区域(51.9%)

※2 自然的土地利用:農地や山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等のその他の自然地のこと。

施策指標

施策	施策指標	中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
①重要度の高い自然環境の保全	①-1 特別緑地保全地区における協働での保全活動実施回数	23回	23回
	①-2 特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理実施回数	7回	7回
②生きものの生息・生育環境の保全	②-1 代償ミティゲーション(退避作業)後の維持管理【管理回数】	2回	4回
	②-2 外来種に関する啓発の回数	7回	9回
③生物多様性の保全に向けた理解の促進	③-1 生物多様性やみどりに関する講座や観察会の実施回数/参加者数	3回/123人	3回/150人
	③-2 生物多様性に関する情報発信の回数	61回	64回
④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進	④-1 都市公園の数	187箇所	195箇所
	④-2 協働での公園緑地等の維持管理活動の団体数	53団体	65団体
⑤河川・水辺、海岸の保全、整備	⑤-1 水辺の維持管理活動回数	2回	4回
⑥農地、森林の保全	⑥-1 耕地面積	303ha	現状維持
	⑥-2 森林環境維持のための啓発の取り組み【のべ参加者数】	21人 (令和7年度)	100人

政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち【住み続けたい住環境の維持】

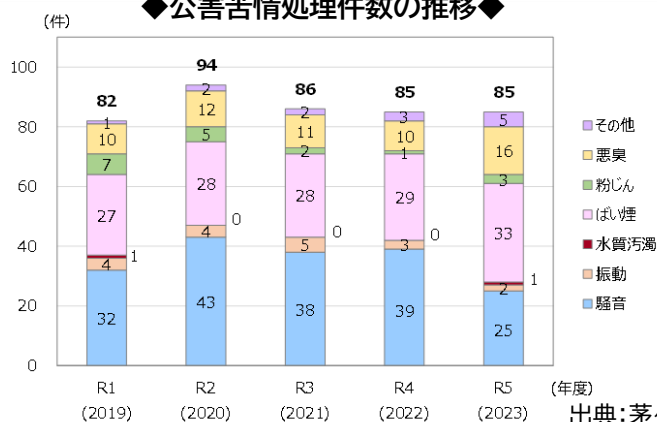
現状と課題

市では、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査などの実施や、地域との連携による美化活動により良好で安全・安心な生活環境の保全に努めています。

大気については、令和5(2023)年度は光化学オキシダント*と浮遊粒子状物質(短期的評価)を除く全ての項目で環境基準を達成しています。河川水質は、令和元(2019)年度は9地点全てで生物化学的酸素要求量(BOD*)の環境基準を超過していましたが、令和5(2023)年度は基準超過が小出川の2地点のみとなり、水質の状況は改善しているといえます。自動車騒音については、国道1号は夜のみ環境基準を超過していましたが、要請限度の超過はありませんでした。本市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されており、隔年で水準測量を実施しています。令和5(2023)年度の公害苦情をみると、ばい煙と騒音に関する苦情が多く、特に屋外焼却行為(野焼き)に対するものが多く寄せられました。

また、「きれいなちがさき条例」を制定し、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置、落書きなどを禁止し、美しいまちづくりを推進しています。地域の方々による海岸清掃や地域清掃やボランティア清掃が行われているほか、年に1回海岸清掃(美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎)を実施しています。

◆公害苦情処理件数の推移◆



出典:茅ヶ崎市統計年報、茅ヶ崎の環境

●環境審議会による中間評価(政策評価)●

- 生活環境に対する市民の満足度も総じて高く、様々な啓発活動や市民との協働が功を奏している。
- 北部小出地区のごみの不法投棄が多く、体制強化や違反業者へのペナルティなどが必要と考えられる。
- 北部の耕作放棄地に廃車置き場などが増え、保安上の問題が生じている。農業の実態を踏まえたうえでの対策が必要と考えられる。
- 光化学オキシダントや水質汚濁(BOD)への対応には、神奈川県や近隣市町村との連携が必要。ペットの適正飼育に関する啓発の状況を示す何らかの指標の記載があると良い。

●特に対応すべき課題●

- 環境基準を超過している大気汚染や河川水質については、本市単独では対応できないものもあり、広域での連携による対策が求められます。水質汚濁の原因の一つである生活排水について、合併処理浄化槽への転換、公共下水道接続促進等市の対策を引き続き実施していくことが必要です。
- 違反屋外広告物について、指導の強化や条例対象とする等の対策が必要です。また、落書きの除去などへの対応も求められます。高齢化により自主的な清掃活動が困難な地域がみられ、自治会等との連携など活動のあり方を検討していく必要があります。

目標と基本方針

政策目標2

良好な生活環境が保全されているまち 【住み続けたい住環境の維持】



令和12(2030)年度の茅ヶ崎市のイメージ

水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。
騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。
ポイ捨てや不法投棄が減り、良好な生活環境が維持されています。
緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。
人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

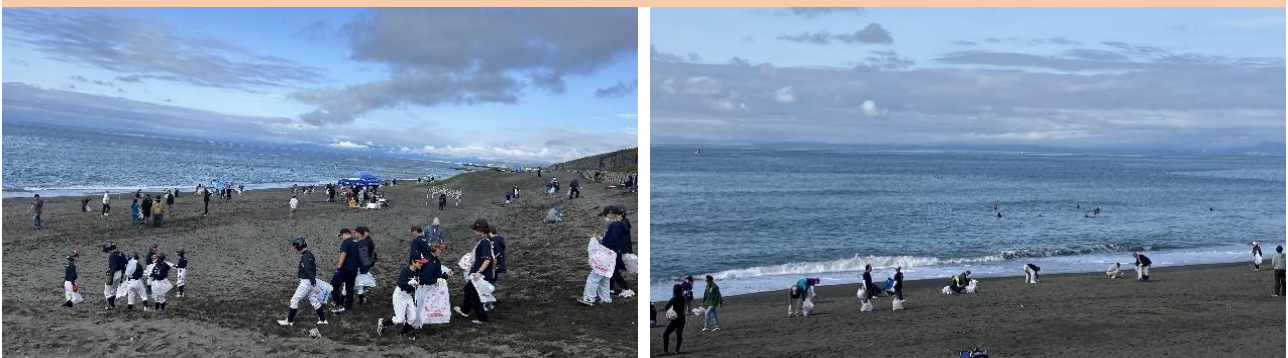
基本方針(3) 良好な生活環境の保全

- 暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を行います。
- 大気、水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。
- 水循環の維持・回復のために、雨水の地下浸透を促進します。

基本方針(4) 快適な生活環境の形成

- まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- 魅力的で快適な景観づくりを推進します。

海岸清掃(美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎)



政策目標 2 の実現に向けて、市民と事業者の皆さまに実践していただきたい取り組み例を以下に示しました。できる範囲で取り組んでいただき、ともに目標達成を目指しましょう。

市民の皆さまの取り組み例

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 車などを運転するときはエコドライブ*に努め、騒音や振動の発生を抑えた運転を心がけます。
- 油や調理くずは下水に流さず、適切に処理します。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄は行いません。
- 喫煙は決められた場所でマナーを守ります。
- ペットの適正飼養に努めます。
- 美化キャンペーンなどに参加します。

事業者の皆さまの取り組み例

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物資の漏洩などの防止に努め、関係法令を遵守します。
- 車などを運転するときはエコドライブに努め、騒音や振動の発生を抑えた運転を心がけます。
- 野焼きは原則行いません。
- 地下水の揚水量を把握し、適正利用に努めます。
- 事業所や周辺の清掃・美化に努め、地域の美化キャンペーンなどに参加します。

茅ヶ崎の環境

「茅ヶ崎の環境」は、公害苦情の発生状況や、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等、茅ヶ崎の環境の現状を 1 冊にまとめた報告書で、毎年発行しています。

大気汚染の関連データ、河川等の水質調査結果の詳細なデータ「茅ヶ崎市環境基本計画」の政策指標や施策指標となっている環境基準達成状況も同報告書に掲載しています。

同報告書は、市ホームページから確認できます。



市の施策

凡例：＊継続の取り組み、◆拡充・実施強化の取り組み、○新規掲載の取り組み

基本方針(3)

良好な生活環境の保全

施策

07 公害防止対策の推進

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく定期的な監視・測定や、事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取り組みや有害化学物質対策を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

主な取り組み	担当課
＊水質汚濁、土壌汚染に関する監視・測定、立入調査	環境保全課
＊大気汚染に関する監視・測定、立入調査	環境保全課
＊騒音、振動、悪臭に関する監視・測定、立入調査	環境保全課
＊水質測定物品の貸与及び供与	環境保全課
○広域連携も含めた公害対策体制の強化	環境保全課

施策

08 健全な水循環の維持

健全な水循環を維持・回復するため、雨水の地下浸透を促進します。
また、流域自治体と連携しながら水質改善などに取り組むとともに、水質測定を継続的に実施します。

主な取り組み	担当課
＊地下水・河川水質調査	環境保全課
＊水循環・水環境に関する啓発活動	下水道河川建設課
＊下水道排水に対する水質調査	下水道河川総務課
＊処理区域内での早期水洗化の促進	下水道河川総務課

施策

09 地域での生活環境の保全

ペットの適正管理に関する市民のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みや、法令などになじまない家庭生活における生活騒音の周知啓発等により、地域における生活環境の保全を図ります。

主な取り組み	担当課
*ペットの飼育マナー啓発	衛生課
*普通騒音計及び振動計の貸出	環境保全課

基本方針(4) 快適な生活環境の形成

施策

10 まちの美化の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化やマイクロプラスチック*の発生防止に対する意識の啓発を行うとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンキャンペーン等の環境美化活動を実施します。

主な取り組み	担当課
*美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎	環境保全課
*「きれいなちがさき条例」周知啓発	環境政策課
◆持続的な地域清掃・ボランティア清掃の推進	環境保全課
*マイクロプラスチック発生防止周知啓発	環境保全課
○落書き対策・対応	環境政策課

施策

11 良好な景観形成の推進

「茅ヶ崎市景観計画」等に基づく、景観への取り組みを実施し、地域の特色を生かした良好な景観形成を推進します。

主な取り組み	担当課
*景観資源の指定	景観みどり課
*屋外広告物に関する事務	景観みどり課
*公共サインの整備	景観みどり課
*景観まちづくりアドバイザー派遣	景観みどり課

指標

政策指標

政策指標		中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
2-1	大気汚染に係る環境基準達成状況	光化学オキシダント以外の すべての項目で達成 (令和5年度)	全項目で 環境基準達成
2-2	水質汚濁に係る環境基準達成状況	河川においてBODで環境 基準超過、海域は超過なし	環境基準超過なし
2-3	「周辺の静かさ」に対する「満足」の割合(市民)	55% (令和5年度)	60%
2-4	「まちのきれいさ」に対する「満足」の割合(市民)	42% (令和5年度)	50%
2-5	「まちなみの美しさ」に対する「満足」の割合(市民)	32% (令和5年度)	37%

施策指標

施策	施策指標		中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
⑦公害防止 対策の推進	⑦-1	工場・事業場定期立入調査件数	75件	35件
	⑦-2	工場・事業場の排水測定における排水基準 達成率	90%	100%
⑧健全な水 循環の維持	⑧-1	地下水水質常時監視結果	定点調査・メッシュ調査 は環境基準超過なし	環境基準超過なし
	⑧-2	市内河川の水質に係る環境基準達成状況	一部環境基準 超過	環境基準超過なし
	⑧-3	水浴場の水質判定基準の達成状況	5月-水質A 7月-水質B	水質A
	⑧-4	生活排水処理率*	97.7%	99.3%
⑨地域での 生活環境の 保全	⑨-1	環境騒音に関する観測地点での環境基準 達成率	100%	100%
⑩まちの美 化の推進	⑩-1	地域清掃・ボランティア清掃参加人数 (市後援の団体人数を含む)	5,998人	7,000人
⑪良好な景 観形成の推 進	⑪-1	景観資源の累計指定件数	32箇所 (令和6.4.1)	35箇所

政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまち【サーキュラーエコノミーへの転換】

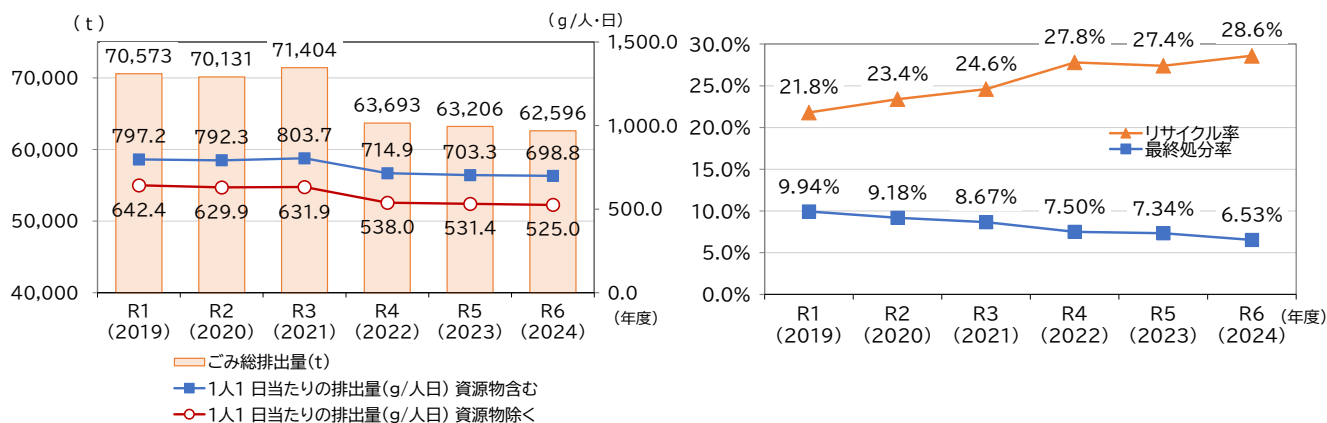
現状と課題

令和4(2022)年4月1日から開始された家庭ごみの有料化に伴い、家庭からのごみの排出量は大幅に減少しました。令和4(2022)年度の1人1日当たりの排出量(資源物除く)は、前年度より約100g減少し、令和6(2024)年度は525g/人・日で前年度より微減しています。リサイクル率は向上傾向がみられます。家庭ごみの有料化のほか、剪定枝の収集開始もリサイクル率向上に影響していると考えられます。

新たに、プラスチックごみの資源化に向けて、製品プラスチックの再商品化事業者と協議を重ね、製品プラスチックのリサイクルフローの検討を行っています。

環境フェアなどのイベントを通じたパネル展示や小中学校を対象とした出前講座、自治会等を対象とした施設見学会など、ごみの減量化・資源化に関する啓発活動に取り組んでいます。

◆ごみ排出量とリサイクル率の推移◆



出典: 令和6年度版清掃のあらまし、茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書

●環境審議会による中間評価(政策評価)●

- 剪定枝のバイオマス*発電利用や協力企業と連携しての市民への草木灰の配布、家庭用生ごみ処理機の購入補助など、循環型のまちを目指す具体的な取り組みが評価できる。
- 4R 推進のイベントやごみ減量化・資源化の周知等により、ごみ排出量の削減が進み、市民の満足度が向上している。最終処分率を更に削減するべく、ごみの分別、リサイクル、リサイクル品の活用の周知が必要。
- ごみ有料化は定着したものの、戸別収集の導入については、自治会の監視機能が失われることによるクレーム増大や自治会加入率低下の懸念があるため、慎重な判断のうえ地域活動を活発にすることが必要。
- リサイクル活動に対する満足度の向上のために、自身が何らかの形で取り組んでいるという実感を得ることも重要。フードドライブ*の拡大など市民が取り組める活動を増やし、周知していくとよい。

●特に対応すべき課題●

- 1人1日当たりのごみ排出量(資源物除く)は微減しており、引き続き排出抑制に向けた周知啓発が必要です。新たな「製品プラスチック」分別回収を契機とした、啓発キャンペーンの実施などが考えられます。
- 事業系ごみは減少していないため、搬入調査や適正分別指導の徹底が求められます。循環経済(サーキュラーエコノミー)の考えに基づき、資源となるものの有効活用の啓発が必要と考えられます。
- 市民満足度向上のためには、剪定枝や生ごみ堆肥の活用など循環型システムを構築し、リサイクル活動を「見える化」していくことが求められています。
- 近年、不法投棄の減少が下げ止まっており、警察との連携強化など追加対策が求められています。

目標と基本方針

政策目標3

資源を大切に作る循環型のまち 【サーキュラーエコノミーへの転換】



令和12(2030)年度の茅ヶ崎市のイメージ

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、リサイクル製品を積極的に使う、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や資源物の適正排出、食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

資源物が循環利用され、循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換が進んでいます。

基本方針(5) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- 「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制(リデュース)*、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、要らないものを買わない・断る(リフューズ)の4Rに関する施策を積極的に推進します。

基本方針(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

- 「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

アロハシャツのアップサイクル



出張リサイクル家具の展示・抽選会



政策目標 3 の実現に向けて、市民と事業者の皆さまに実践していただきたい取り組み例を以下に示しました。できる範囲で取り組んでいただき、ともに目標達成を目指しましょう。

市民の皆さまの取り組み例

- すぐごみになるようなもの、リユース・リサイクルしにくいものは選ばないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使い、エシカル消費を心がけます。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 食べ残し等が発生しないよう、食材の使いきり、食べきりを心がけるとともに、食品の適切な量の購入に努め、食品ロスを出さないように配慮します。
- リユースできるものは繰り返し使用し、リサイクルできるものは資源物としてリサイクルします。
- ごみは分別ルールを守り、正しく分別してごみを出すことを徹底することで、循環型、脱炭素型社会の構築に貢献します。

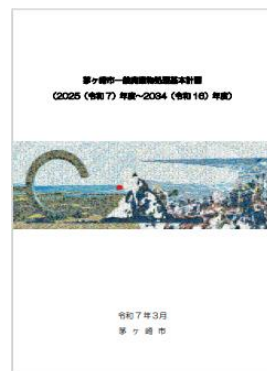
事業者の皆さまの取り組み例

- 使用する材料のロスをできるだけ減らす、再利用が容易な梱包材を使用するなど、事業活動からのごみの排出量を減らします。
- 使い捨てプラスチック類や包装、容器の使用を控え、代替製品の使用を検討します。
- 賞味・消費期限、販売期限の延長や量り売り、小盛りや食べ残しのお持ち帰りなど食品ロスを出さないように配慮します。
- 資源化しやすい環境に配慮した製品の設計・製造・販売に努めます。
- 事業系ごみの排出ルールに基づき、ごみの分別、適正な排出を行います。
- 資源にできるものは主体的に回収し、ごみのリサイクルに協力します。

茅ヶ崎市一般廃棄物*処理基本計画

令和 7(2025)年 3 月に策定された「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」は、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、そして新たに内包した食品ロス削減推進計画の3つの計画により構成されています。いずれの計画も「“サステイナ city ちがさき”を目指して」を基本理念に、それぞれの取り組みを進めています。

計画期間:令和7年(2025年)から令和16年(2034年)までの10年間



市の施策

凡例：＊継続の取り組み、◆拡充・実施強化の取り組み、○新規掲載の取り組み

基本方針(5)

ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策

12 4Rの推進

市民や事業者のリフューズやリデュースの取り組みをサポートし、さらにリユースやリサイクル意識の醸成をはかるために、地域や事業者と連携し、ごみを出さないための行動を呼びかけていきます。

また、新たな分別・資源化、使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取り組みなど、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討します。

主な取り組み	担当課
＊ごみの減量化・資源化	資源循環課
＊適正分別のための情報提供	資源循環課
○プラスチック製品の分別収集	資源循環課

施策

13 ごみの排出抑制と受益者負担の適正化

さらなるごみの減量化や適正分別・排出の徹底に向け、一般廃棄物処理手数料の改定の検討などを進めるとともに、市民との十分な意見交換のもと家庭ごみ有料化後の適正な業務の管理や減量効果の検証を行います。

また、事業系ごみの排出状況の実態を把握し、事業者に対して情報提供を行うとともに、ごみの減量化や適正分別・排出の啓発を行います。

主な取り組み	担当課
＊家庭ごみ有料化の進行管理	資源循環課
＊一般廃棄物処理手数料改定の検討及び進行管理	資源循環課
＊生ごみ処理機等の普及の推進	資源循環課
◆事業系ごみの排出状況の把握と適正指導	資源循環課

※4R（フォーアール）：3R*（スリーアール）は、循環型社会を形成していくための3つの環境行動で、「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用と熱回収）」です。本市では、上記3つの行動に、「Refuse（リフューズ：要らないものを買わない・断る）」を加えた4Rを実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指します。

施策

14 適正な収集・運搬の実施

高齢者世帯の増加や人口減少など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応し、環境と安全に配慮した収集・運搬を行うとともに、循環型社会の形成に資するシステムの構築を推進します。

また、不適正排出や不法投棄に対する防止策を推進します。

主な取り組み	担当課
*適正排出に向けた啓発	環境事業センター
*安心まごころ収集	環境事業センター
*ごみや資源の収集運搬	環境事業センター
◆関係機関との連携等も含めた不法投棄の監視	環境事業センター
○新たな循環型システム構築、事業者との連携による資源循環	環境事業センター 資源循環課
○戸別収集導入の検討	資源循環課

施策

15 適正な処理・処分の実施

ごみ処理施設の適切な維持管理によりごみの適正な処理に努めるほか、安全性、経済性に優れ、処理残渣*の減量化及び再資源化に資する環境への負荷が小さい中間処理技術の研究を継続的にを行います。

また、安全性や効率性を考慮しながら、ごみ処理の広域化を推進します。

このほか、最終処分場の安全管理を徹底し適正な処分を行うことで、環境保全を図るとともに、焼却残渣の再資源化を推進します。

主な取り組み	担当課
*ごみの焼却処理施設の運転維持管理	環境事業センター
*粗大ごみ処理施設の運転維持管理	環境事業センター
*最終処分場の維持管理	環境事業センター
*環境事業センターやリサイクルセンターの施設見学	環境事業センター

指標

政策指標

政策指標		中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
3-1	市民1人1日当たりの資源物を除くごみ排出量	525g	533.4g
3-2	市民1人1日当たりのごみ排出量	698.8g	701.6g
3-3	最終処分率	6.5%	2.9%
3-4	「リサイクル等の活動が盛んである」ことに対する「満足」の割合(市民)	16% (令和5年度)	28%

施策指標

施策	施策指標	中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
⑫4Rの推進	⑫-1 リサイクル率	28.6%	32.5%
	⑫-2 食品ロス量 ^{※1}	6,116t/年度	5,494t/年度
⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化	⑬-1 ごみ排出量(家庭系)	51,348t/年	49,149t/年
	⑬-2 ごみ排出量(事業系)	11,248t/年	12,832t/年
⑭適正な収集・運搬の実施	⑭-1 不適正排出の啓発件数(シール)	17,735 枚	15,000枚
	⑭-2 関係機関と連携したパトロールの回数	6 回	現状維持
	⑭-3 不法投棄の件数	148 件 (令和5年度)	100件
⑮適正な処理・処分の実施	⑮-1 焼却残渣の再資源化量	2,341t	4,854t
	⑮-2 焼却量	47,233t/年	47,181t/年
	⑮-3 最終処分量	4,088t/年	1,751t/年

※1 ごみ組成分析調査による推計値。

政策目標4 気候変動に対応できるまち 【2050年カーボンニュートラルを目指す】

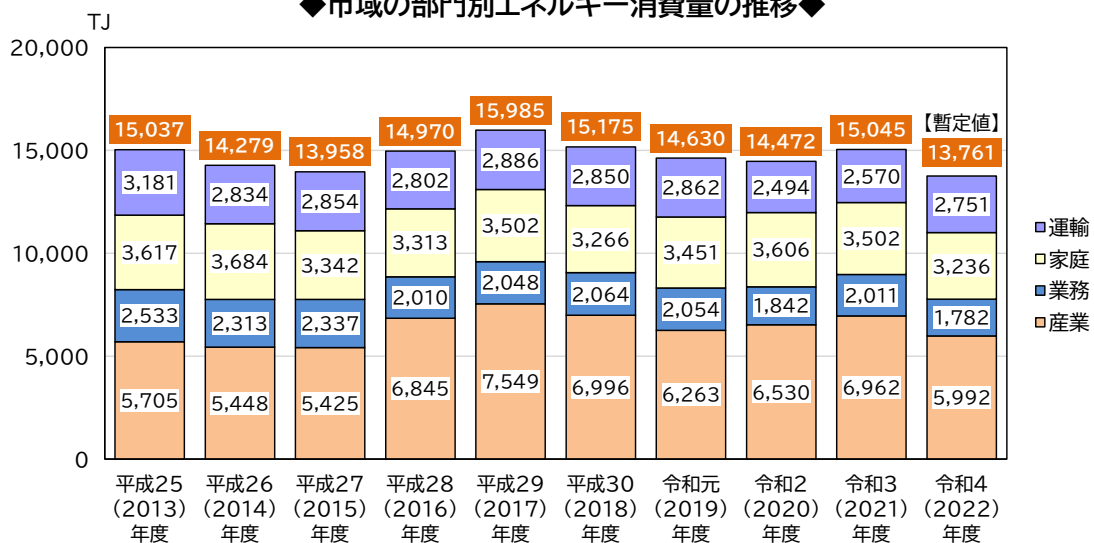
現状と課題

エネルギー消費量・再エネ導入量

本市の市域におけるエネルギー消費量は、基準年度となる平成 25(2013)年度が 15,037TJ、令和 4(2022)年度が 13,761TJ【暫定値】で、基準年度比で 8.5%減少しました。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症*拡大の影響による経済活動の停滞から減少しましたが、令和 3(2021)年度は、東京オリンピックやコロナ渦からの回復の影響を受けて増加し、その後、減少に転じています。部門別の削減率は、業務部門▲29.7%、運輸部門▲13.5%、家庭部門▲10.5%、産業部門は 5.0%増加しています。

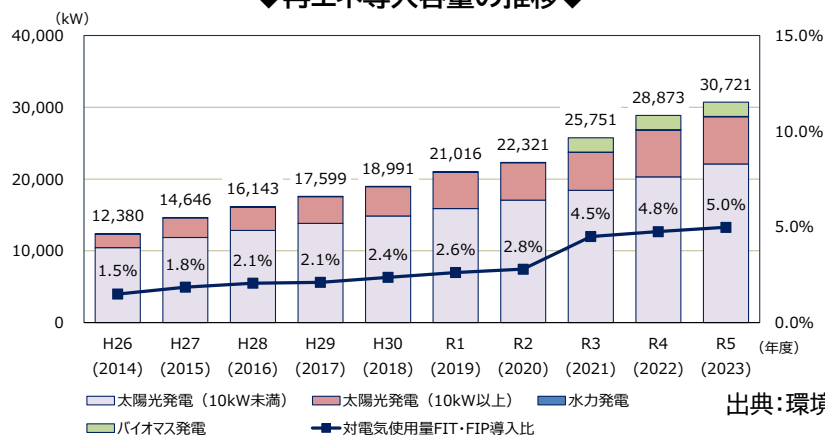
令和 5(2023)年度の再生可能エネルギー導入容量は、10kW 未満の太陽光発電が 22,101kW (71.9%)、10kW 以上の太陽光発電が 6,575kW (21.4%)、水力発電とバイオマス発電と合わせて 30,721kW であり、発電量 49,456MWh/年で、市の電気使用量に対する割合 5.0%に相当します。

◆市域の部門別エネルギー消費量の推移◆



※算定マニュアルの見直しに伴い排出量の遡及修正を実施したため、前期計画策定時の基準年度値と異なります。
 ※各部門の小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わないものがあります。
 ※算定に必要な統計情報の公表時期により、本計画における最新値は令和 4(2022)年度【暫定値】となります。

◆再エネ導入容量の推移◆



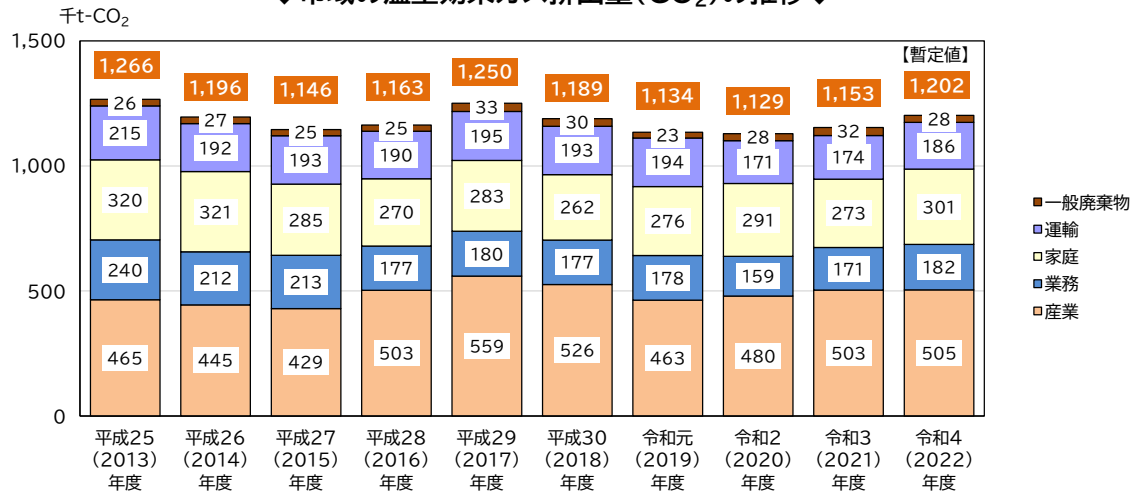
出典：環境省自治体排出量カルテ

※算定に必要な統計情報の公表時期により、本計画における最新値は令和5(2023)年度となります。

温室効果ガス排出量(CO₂)

本市の市域から排出される温室効果ガス総排出量は、基準年度となる平成25(2013)年度が1,266千t-CO₂、令和4(2022)年度が1,202千t-CO₂【暫定値】で、基準年度比で5.1%減少しました。業務部門、家庭部門、運輸部門は減少傾向で推移しており、産業部門と一般廃棄物は増減を繰り返しながら基準年度比で増加傾向に推移しています。部門別の削減率は、業務部門▲24.1%、運輸部門▲13.4%、家庭部門▲5.9%、産業部門は8.5%、一般廃棄物は6.6%増加しています。一般廃棄物については、ごみの排出量の減少にもかかわらず増加しており、要因としてプラスチックごみ焼却量比率の増加があげられます。

◆市域の温室効果ガス排出量(CO₂)の推移◆



※算定マニュアルの見直しに伴い排出量の遡及修正を実施したため、前期計画策定時の基準年度値と異なります。
 ※各部門の小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わないものがあります。
 ※算定に必要な統計情報の公表時期により、本計画における最新値は令和4(2022)年度【暫定値】となります。

●環境審議会による中間評価(政策評価)●

- 気候変動対策を多角的に推進し、地域の意識向上に貢献している。行動変容を促す目標に対し、啓発により、具体的な行動変容を促進しようとする姿勢が評価できる。熱中症予防のためのクーリングシェルター設置など、適応策の具体化が評価できる。
- 啓発だけでは達成できないこと、社会状況の変化により現在の政策では環境改善につながらないことに対して、より適切な施策をつくり、どのように改善するかを検討する必要がある。
- 国の政策にあわせる必要性から、削減目標のかなりの上方修正が必要であり、そのための施策をどうするか検討すべき。茅ヶ崎市の実績値を把握し、市の特徴を反映させた評価指標を確立して分析し、政策を再構築すべきである。
- 今後は、意識づけにとどまらず、行動変容を目指す取り組みを積極的に追加すべき。削減ポテンシャル量を再確認して市民や事業者の「行動変容」を見える化し、更なる協力行動を引き出す必要がある。

●特に対応すべき課題●

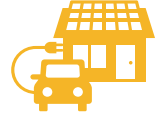
- 国の目標である温室効果ガス削減目標を「令和12(2030)年度に46%削減」へ上方修正するにあたり、現状の進捗状況を踏まえると取り組みの加速化が急務となっています。
- 行動変容と数値的削減効果の関係性を示すため、取り組みの削減効果を見える化し、市民・事業者・市の早急な脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促すことが必要です。
- 削減効果の大きい省エネ・再エネ設備導入にあたっては、初期コストが伴うことから、国や県の支援策を積極的に導入し、行動変容を後押しすることが求められます。
- 気候変動影響に対する適応策について、熱中症対策強化のために改正された「気候変動適応法」に基づき、指定遮熱避難施設(クーリングシェルター)【本市では炎天下かけこみスポット】や職場における熱中症対策の義務化などの情報発信を行い、予防行動を促すことが求められています。

目標と基本方針

政策目標4

気候変動に対応できるまち

【2050年カーボンニュートラルを目指す】



令和12(2030)年度の茅ヶ崎市のイメージ

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちなっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちなっています。

基本方針(7)

気候変動緩和策の推進

- 温室効果ガス排出抑制を目指し、エネルギーや資源を賢く使うライフスタイル、事業活動への転換を促進します。
- 自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- 省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。

基本方針(8)

気候変動適応策の推進

- 気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力を強化します。
- 気候変動適応策の必要性の周知・啓発を行います。

気候変動対策における「緩和」と「適応」

気候変動に対する対策は大きく分けて2つあります。1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。「緩和」の効果が現れるまでに長い時間がかかることから、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」の取り組みが不可欠となっています。



出典:気候変動適応情報プラットフォーム(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

カーボンニュートラルの実現に向けて

気候非常事態宣言

令和3(2021)年4月1日、茅ヶ崎市と寒川町は、「茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言」を共同で表明しました。近年、地球温暖化に起因する大型の台風や集中豪雨が頻発し、私たちの日常生活や経済活動に多大な影響を与えています。今、気候が非常事態であることを、市民・事業者・団体の皆さまと市が共有し、気候変動対策に一丸となって取り組んでいきます。

本気候非常事態宣言に基づき、あらゆる対応策を講じ、令和32(2050)年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。

◆茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言◆

茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言

私たちのまち茅ヶ崎・寒川は、みどりと大河、そして海に抱かれ、人々の生活と文化が育まれています。

しかし、近年、猛暑や大型台風、度重なる豪雨にさいなまれ、まさに今、気候変動の脅威に直面しています。

世界では、この要因である二酸化炭素の排出量を削減し、産業革命前と比較して、平均気温の上昇を、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑える努力をする目標が掲げられました。

この目標を達成するためには、世界全体で、あらゆるステークホルダーが対応策を講じ、継続的に進める必要があります。

この非常事態に際し、茅ヶ崎市と寒川町は、住民や事業者、団体と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組みます。

1. あらゆる対応策を講じ、2050年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
2. 深刻化する自然災害、猛暑による健康被害、農水産業への影響などを正しく理解し、気候変動に対する適応策を推進します。
3. 住民や事業者、団体、行政などが、情報を共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組みます。

2021年4月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 寒川町長 木村俊雄

カーボンニュートラルの実現に向けた 茅ヶ崎市の令和32(2050)年のありたいまちの姿

市民・事業者の皆さまがより具体的にイメージできるよう、カーボンニュートラルの実現に向けた茅ヶ崎市の令和32(2050)年のありたいまちの姿を以下のように描きました。

◆カーボンニュートラルの実現に向けた茅ヶ崎市の令和32(2050)年のありたいまちの姿◆

海と太陽とみどりとともに みんなで築く カーボンニュートラルなまち ちがさき



令和32(2050)年のありたいまちの姿

- 住宅やオフィス・商業施設などの建物は、省エネ型の建物が前提となっており、景観に配慮したうえで太陽光発電設備と蓄電池が導入され、自分達が使うエネルギーは自分達で創り出し、平時でも災害時でも利用できるようになっています。ほとんどの建物が ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)になっています。
- 農業や製造業では、経済活動と両立しながら省エネ化と再生可能エネルギーが活用されており、カーボンニュートラル農業、カーボンニュートラル工業団地など、エネルギー自立ができています。
- 鉄道、バスのほか様々な二次交通が結びつき、これらが観光と日常での交通手段として浸透しています。ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル)車両や再エネ比率の高い充電インフラも実現し、移動のカーボンニュートラルと利便性の両立が実現しています。
- ごみは資源として循環利用され、温室効果ガスを排出しない燃料等の利用により、ごみの焼却からの温室効果ガスの排出がほとんどなくなっています。
- 多様な次世代エネルギー技術が活用され、ブルーカーボンとしての藻場等の保全、吸収源としての自然環境の保全・創造が進み、生物多様性が守られています。

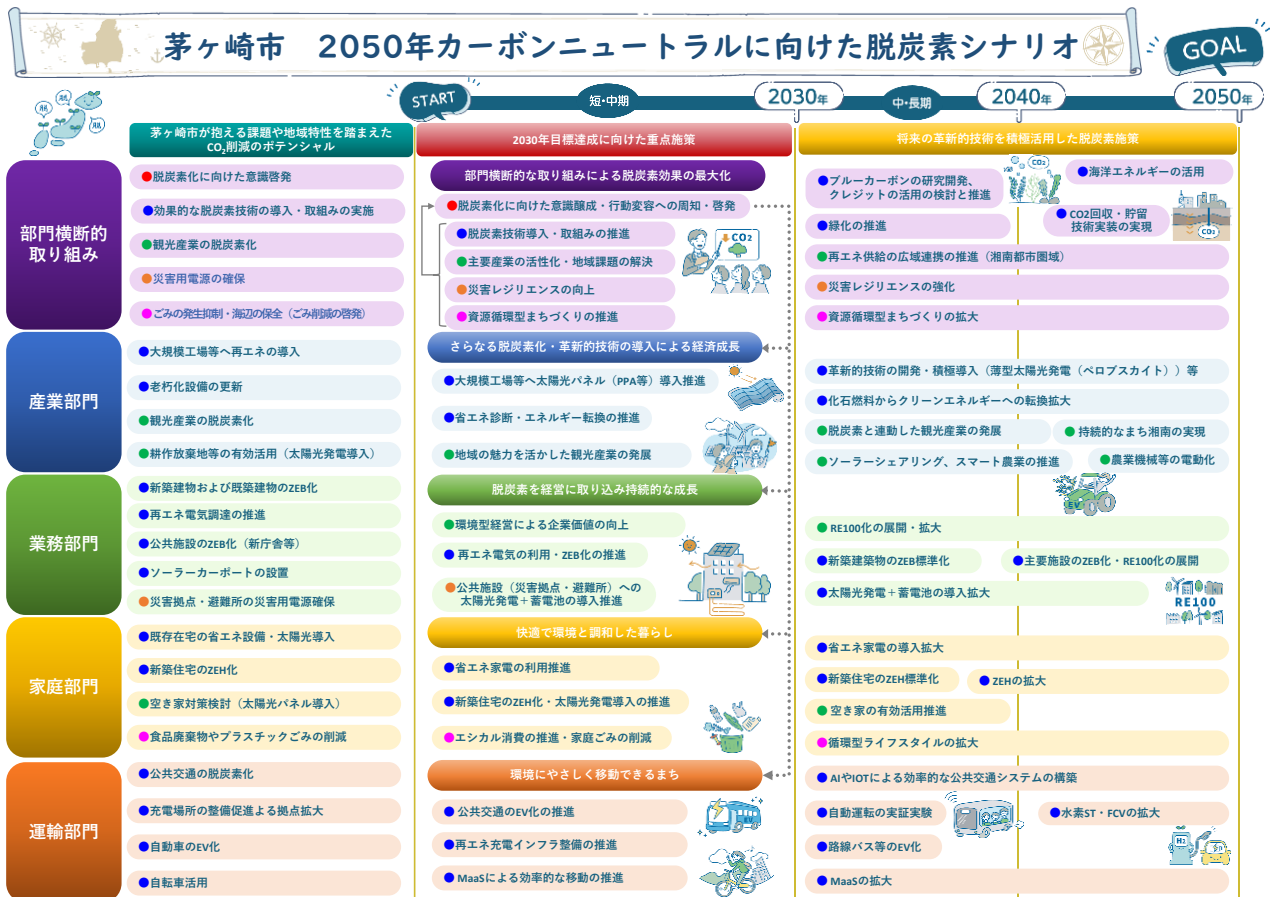
茅ヶ崎市の2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本市の地域特性（産業構造・再生可能エネルギー導入の可能性の状況等）やエネルギーに係る現在の技術水準等の市域のポテンシャルを踏まえ、効果的と考えられる各部門と部門横断的な取り組みを示した脱炭素シナリオを描きました。

このシナリオに描かれた取り組みについて、市民・事業者の皆さまと市で議論を深め、令和12（2030）年までの温室効果ガス削減目標達成に向けた実効性のある取り組みにつなげていきます。

なお、令和12（2030）年以降の取り組みについては、将来の革新的技術の活用も踏まえた見直しも含めた設定としており、今後の技術動向に応じてシナリオの見直しを行っていきます。

◆2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ◆



※本シナリオは、2050年カーボンニュートラルに向けて本市の地域特性（産業構造・再生可能エネルギー導入の可能性の状況等）やエネルギーに係る現在の技術水準等の市域のポテンシャルを踏まえて整理したものです。このシナリオに基づき、市・市民・事業者と議論を深め、2030年までの温室効果ガス削減目標に向けた実効性のある取り組みにつなげていきます。また、2030年以降の取り組みについては、将来の革新的技術の活用も踏まえた見直しも含めた設定としています。

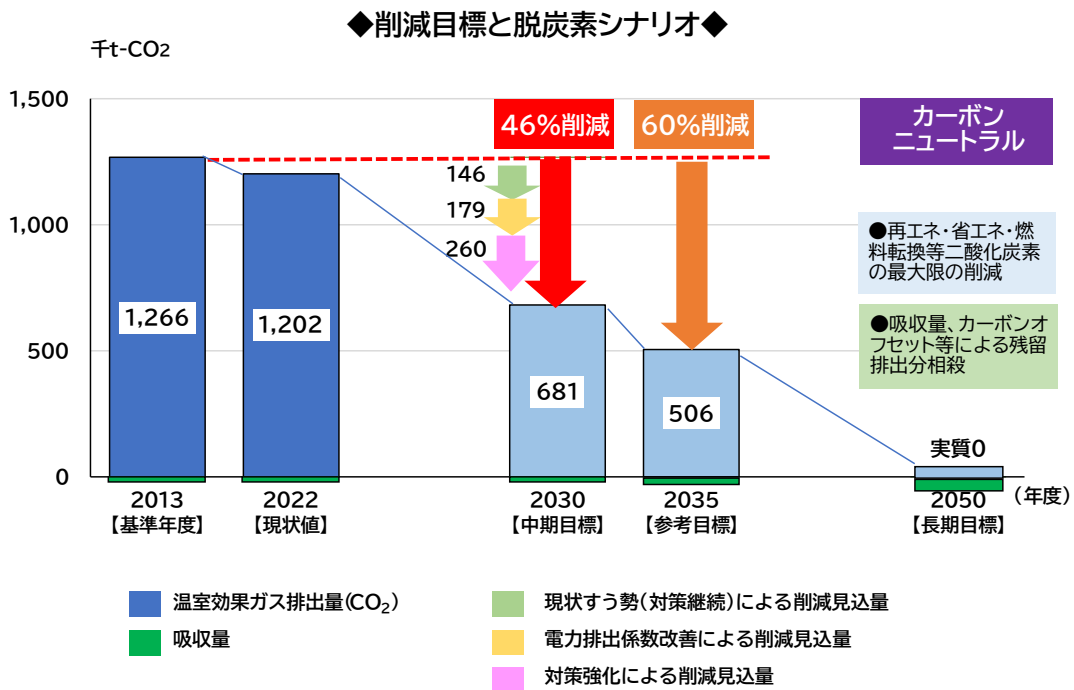
※A3版のシナリオは、茅ヶ崎市ホームページを参照ください。

令和12(2030)年度までにやるべきこと

温室効果ガス削減目標

国が掲げる温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、本市の令和12(2030)年度の二酸化炭素排出量削減目標を以下のように掲げます。また、令和32(2050)年度のカーボンニュートラルへの道筋として、国の令和17(2035)年度の温室効果ガス排出量の削減目標を参考目標として示しました。

令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で 市内の二酸化炭素(CO₂)総排出量を46%削減します



◆部門別の削減量・削減率の目安◆

	部門	2013年度 排出量 (千t-CO ₂)	2030年度 排出量 (千t-CO ₂)	基準年度(2013)からの削減量(千t-CO ₂)			基準年度比削減率(%)		参考(現状値:2022年度)		
				現状すう勢 (対策継続)分	排出係数改善分	対策強化分	うち対策強化分	排出量 (千t-CO ₂)	2022年度比 削減率(%)		
CO ₂	産業	465	372	-93	63	-46	-110	-20%	-24%	505	-26%
	業務	240	69	-171	-107	-46	-18	-71%	-8%	182	-62%
	家庭	320	109	-211	-47	-87	-77	-66%	-24%	301	-64%
	運輸	215	121	-94	-52	0	-42	-44%	-20%	186	-35%
	廃棄物	26	9	-17	-4	0	-13	-65%	-49%	28	-67%
	計	1,266	681	-585	-146	-179	-260	-46%	-21%	1,202	-43%
森林吸収量		-1	-1							-1	0%
二酸化炭素排出量 合計		1,265	680	-585				-46%	-21%	1,201	-43%

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値があわない項目があります。

削減量の考え方について

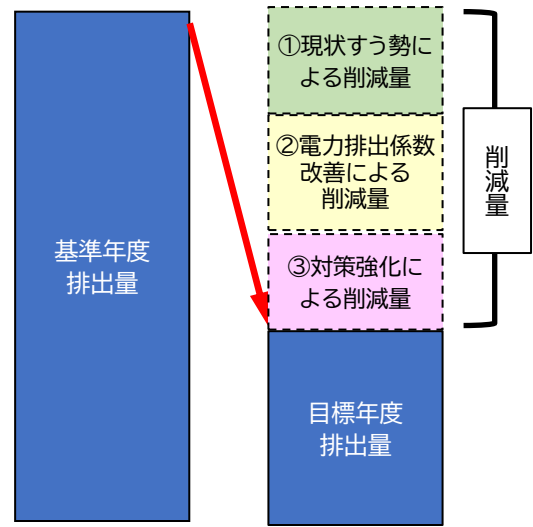
中期目標の設定に当たっては、基準年度からの削減量を、①現状すう勢(対策継続)による削減量、②電力排出係数[※]改善による削減量、③対策強化による削減量を積み上げて算出しています。

①現状すう勢(対策継続)は、これまでの取り組みが現状のまま続くことによる削減量で、国や県の制度変更や科学技術等の進展による削減量なども含まれます。

②電力排出係数改善は、再生可能エネルギーなどにより発電に伴う二酸化炭素排出量が減少することで、国のエネルギー電源構成が大きく影響します。

③対策強化による削減量とは、市民や事業者の皆さまの行動変容、省エネルギー型設備機器の導入・更新、再生可能エネルギー設備の導入、住宅など建物の省エネルギー化などが、市の施策によりこれまで以上の水準で取り組んだことで削減される量を試算しています。

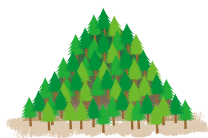
③の取り組みが本市の温室効果ガスの削減に大きく貢献するもので、目標達成のためには市民・事業者の皆さまと市の取り組みなくしては、達成できないものとなっています。



◆令和12(2030)年度目標における対策強化による削減量の目安◆

取り組みの区分	削減量(t-CO ₂)
家庭の省エネルギー・脱炭素の取り組み促進	3,900
事業者の省エネルギー・脱炭素の取り組み促進	9,900
積極的な再生可能エネルギーの活用	72,100
建物の省エネルギー化・脱炭素化の促進	118,700
移動の脱炭素化の推進	42,400
適切な分別によるごみの削減	13,000
対策強化による削減量合計	260,000

26万tのCO₂はどの位？



杉の木 3,000 万本
約 10 万 8 千 ha の
年間吸収量相当



茅ヶ崎市民 1 人当たり
約 1 t - CO₂ の削減
(日本人 1 人当たりの年間排出量は 7.8 t - CO₂) *1

*1 全国地球温暖化防止活動推進センターの HP より

※電力排出係数:電力1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素(CO₂)を排出したかの目安。
再生可能エネルギーでの発電など発電にかかる二酸化炭素排出量が減少することで、排出係数が改善される。

再生可能エネルギー導入目標

令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標の達成のためには、再生可能エネルギーの導入が不可欠です。

本市で最も導入ポテンシャルが高い戸建住宅や業務系ビルなどの建物や耕地などへの太陽光発電設備の導入について、目標を掲げて導入促進を図っていきます。

再生可能エネルギー総量目標

令和12(2030)年度までに151,500kWまで増加(累計)

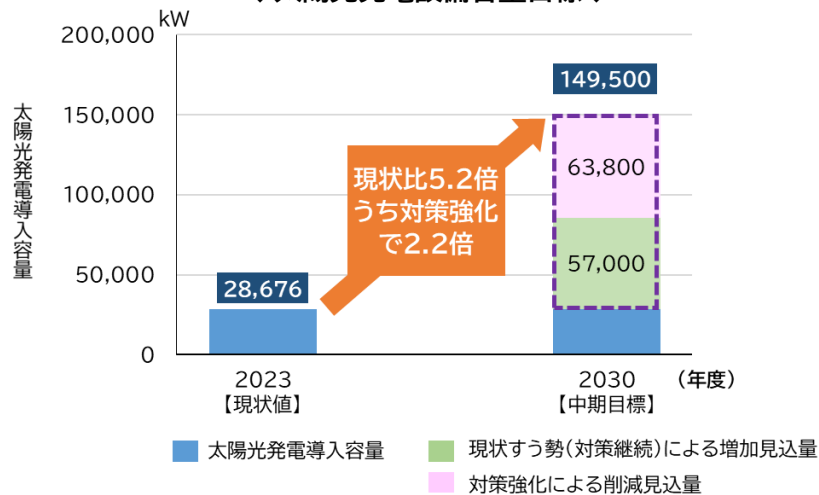
※水力発電とバイオマス発電を含めた数値で設定しています。

太陽光発電設備容量目標

令和12(2030)年度までに149,500kWまで増加(累計)

CO₂削減量に換算すると、約95,000t-CO₂に相当

◆太陽光発電設備容量目標◆



現状値出典:再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公表用ウェブサイト

◆建物別の導入の目安◆

項目	令和5(2023)年度(現状値)		令和12(2030)年度(累計)	
	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
戸建て住宅 (うち対策強化分)	22,101	26,524	113,600* (51,900)	158,917
集合住宅 (うち対策強化分)	—	—	2,400 (2,400)	3,341
産業・業務系建物 (うち対策強化分)	6,575	8,697	33,500 (9,500)	46,323
合計 (うち対策強化分)	28,676	35,221	149,500 (63,800)	208,581

※FIT・FIP 認定制度の10kW 未満の太陽光発電設備が戸建て住宅への導入と考えた場合、令和5(2023)年度時点で5,362世帯(FIT・FIP 認定件数分)に導入されていると考えられます。令和12(2030)年度目標達成のためには、戸建て1軒当たり4kW の太陽光発電設備設置と仮定すると28,400世帯での導入が必要で、残り5年であと23,038世帯、年間にして4,608世帯で導入していくことが必要です。

政策目標 4 の実現に向けて、市民と事業者の皆さまに実践していただきたい取り組み例を以下に示しました。できる範囲で取り組んでいただき、ともに目標達成を目指しましょう。

市民の皆さまの取り組み例

- 省エネルギーや環境に配慮した取り組みの情報を得て、可能な限り実践します。
- 家電を買い替えるときは、省エネルギーラベル(エアコンの場合はフロンラベル)の確認やLED照明の導入などにより、温室効果ガス排出量が少ない製品を選ぶようにします。
- 設置が可能であれば、太陽光発電システムや蓄電池を導入します。設置ができない場合は、再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者を選ぶようにします。
- 住宅の新築・改築時には、省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)など、省エネルギー性能の高い住宅を検討します。
- できる限り徒歩や自転車、公共交通を利用し、車を運転するときは、アイドリングストップをはじめ、燃費の良い運転を心がけます。
- 車を購入する際には、ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル)を選ぶことを検討します。
- ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成、防災気象情報メールの登録など大雨などの発生に備えた防災対策を行います。
- 熱中症予防行動について確認し、暑さ指数(WBGT)*に応じて予防行動を取れるようにします。

事業者の皆さまの取り組み例

- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などの運用改善(エコチューニング)を実施します。
- 「省エネ診断」を受診し、効率的な機器の運転や事業所に適した高効率の設備機器や照明などを導入します。
- 設置が可能であれば、太陽光発電システムや蓄電池を導入します。設置ができない場合は、再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者を選ぶようにします。
- 建物の建築時・改修時には、省エネルギー改修や ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の導入を検討します。
- 車を所有している場合は、ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル)に変えることを検討します。
- ハザードマップの確認や BCP(事業継続計画)の作成、防災気象情報メールの登録など大雨などの発生に備えた防災対策を行います。
- 熱中症の重篤化を防止するための「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」を行い、「熱中症警戒アラート」が発令された際に、予防行動を取れるようにします。

取り組みの削減効果

省エネや脱炭素の取り組みと効果の例を集めました。一緒に省エネ・脱炭素を目指しましょう。

エアコン



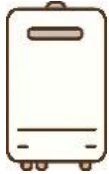
省エネのコツ

- 夏はレースのカーテンなどで日差しをカット、冬は厚手のカーテンを使用。
- 外出時は、昼間でもカーテンを閉める。
- 扇風機やサーキュレーターで空気循環。
- 定期的にフィルターを清掃する。
- 室外機のまわりに物を置かない。

年間の削減効果

- 冷房設定温度を 27℃から 1℃上げる
30.24kWh の省エネ・約 940 円相当
14.8kg-CO₂ の削減
- 暖房設定温度を 21℃から 1℃下げる
53.08kWh の省エネ・約 1650 円相当
25.9kg-CO₂ の削減

給湯



省エネのコツ

- 洗い物はため洗いをする。
- 食器を洗うときは低温に設定する。
- 入浴は間隔をあけずに。
- お風呂は必ずフタをする。
- シャワーは流したままにしない。

年間の削減効果

- 給湯器の設定温度を 40℃から 38℃に
8.8m³ の省エネ・約 1430 円相当
19.7kg-CO₂ の削減
- シャワーの使用を 1 分間短縮
ガス 12.78m³ 水道 4.38m³ の省エネ・
約 3210 円相当 28.7kg-CO₂ の削減

照明



省エネのコツ

- LED ランプに切り替える。
- 使用していない部屋の電気は消す。

白熱電球より電球型 LED 型ランプの方が
長寿命。約 9 ヶ月でコストが逆転。

年間の削減効果

- 54W の白熱電球から 9W の電球形 LED
ランプに交換
90.00kWh の省エネ・約 2790 円相当
43.9kg-CO₂ の削減

出典：資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

ほかにも

- 宅配便を 1 回目で受け取る
1 回につき
1.8kg-CO₂ の削減



- 家庭で太陽光発電の電力を利用
1 日で
5.72kg-CO₂ の削減



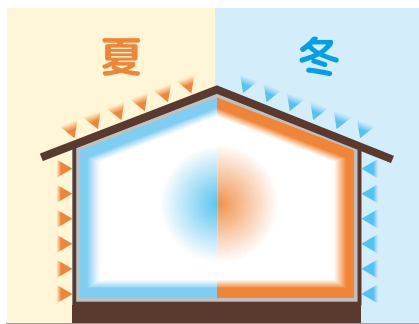
- ペットボトルを資源ごみに出す
1 回で
5.34kg-CO₂ の削減



出典：環境省「デコ活データベース」

建物でも

断熱リフォームや断熱窓の導入は効果が高い取り組みです



省エネ以外のメリットも

- 夏は涼しく、冬は暖かく寒暖差が緩和されヒートショックの予防にもつながります。
- 防音効果も向上して、外部の騒音が緩和されます。

削減効果の例【神奈川県内事例】

- 既存戸建て住宅に断熱材と断熱窓を導入
年間で 190kg-CO₂ の削減、光熱費年間約 1.2 万円相当削減

出典：環境省「エネルギー対策特別会計補助事業 活用事例集」

市の施策

凡例：＊継続の取り組み、◆拡充・実施強化の取り組み、○新規掲載の取り組み

基本方針(7)

気候変動緩和策の推進

施策

16 ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進

温室効果ガス排出量削減のために、省エネ型、脱炭素型の製品・サービスを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、事業者に向けた効果的な省エネルギー対策や脱炭素経営に関する情報を提供します。

市役所をはじめとする公共施設では、率先垂範として業務上の省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減します。

主な取り組み	担当課
◆省エネルギー及び脱炭素の行動変容を促す普及啓発	環境政策課
○脱炭素経営・GX(グリーントランスフォーメーション)の普及啓発	環境政策課 産業観光課
○公共施設の省エネ診断の受診に伴う運用改善	環境政策課
◆コストを勘案した公共施設の省エネ、高効率設備機器の設置・更新	資産経営課 関係各課

施策

17 再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進

太陽光発電、廃棄物発電などの、本市に適した再生可能エネルギーや災害時にも役立つ自立分散型エネルギーについて、家庭・事業者の導入や活用における課題を把握・分析し、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、積極的な導入と活用を促進します。

また、市役所をはじめとする公共施設において、再生可能エネルギーの率先導入・活用を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進し、市民や事業者へも導入を推進します。

主な取り組み	担当課
◆太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池の設置推進	環境政策課
○再生可能エネルギー由来の電力等の利用についての普及啓発	環境政策課
○公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車等の導入	資産経営課
○ペロブスカイト太陽電池*等次世代技術の情報収集・活用検討	環境政策課

施策

18 まちの脱炭素化促進

新築される住宅や建物の ZEH 化、ZEB 化など、省エネ性能の高い建物の建築へと誘導を進めるほか、既存住宅の省エネ性能の向上を図ります。

また、自転車や公共交通の利用促進に加え、電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) 等の次世代自動車の普及拡大を図るとともに、充電・充填設備など普及のための基盤整備を促進します。

このほか、まちの転換期に備えた、次世代型交通サービス MaaS (マース) の情報収集や、エネルギーが効率良く利用され、温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを進めます。

主な取り組み	担当課
○建築物の省エネ化の普及促進	資産経営課・建築課 環境政策課
○ZEB・ZEH 普及制度の検討	環境政策課 建築指導課
○次世代自動車の普及啓発、基盤整備	環境政策課
○MaaS の導入に向けた情報収集	都市政策課
○公共施設の省エネ改修の推進、ZEB 化検討	資産経営課・建築課 教育施設課

施策

19 吸収源対策の推進

市内の樹林や緑地・農地の保全、公園の維持管理に加え、二酸化炭素を固定する木材利用やカーボンネガティブコンクリート、排出した二酸化炭素を相殺するカーボン・オフセットなど、様々な吸収源についての情報収集、活用検討を進めていきます。

また、新たな吸収源であるブルーカーボンについて、藻場の保全に加え、吸収量の調査等を進めていきます。

主な取り組み	担当課
○公共施設への木材利用促進	資産経営課
○ブルーカーボンとなる藻場に関する調査・情報発信	環境政策課
○炭素固定型のコンクリートなど炭素固定技術の情報収集・発信	環境政策課

施策

20 自然災害対策の推進

大雨や強大化する台風などに対応するため市民や事業者の防災意識の高揚を図るとともに、減災に寄与する雨水の貯留・浸透の促進や、下水道施設や河川の計画的な整備や維持管理に取り組みます。

また、国や県、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保するとともに、災害発生からの早期の回復に備えた体制整備を図ります。

主な取り組み	担当課
* 自然災害への適応策に関する情報収集と普及啓発	環境政策課
* 災害対策に関する各種訓練と防災知識の広報・啓発	防災対策課
* 気候変動適応策の推進に向けた庁内調整	環境政策課
○ 自然災害等に備えた災害連携協定の締結	防災対策課
○ 公共下水道の整備(雨水整備)	下水道河川建設課
○ 千ノ川・駒寄川の整備	下水道河川管理課 下水道河川建設課

施策

21 健康被害対策の推進

災害級の危険な暑さに伴う熱中症や熱帯・亜熱帯地域でみられる感染症のリスクが高まっていることから、市民や事業者に向けて熱中症や感染症の予防に関する情報を発信するなどの普及・啓発を行います。

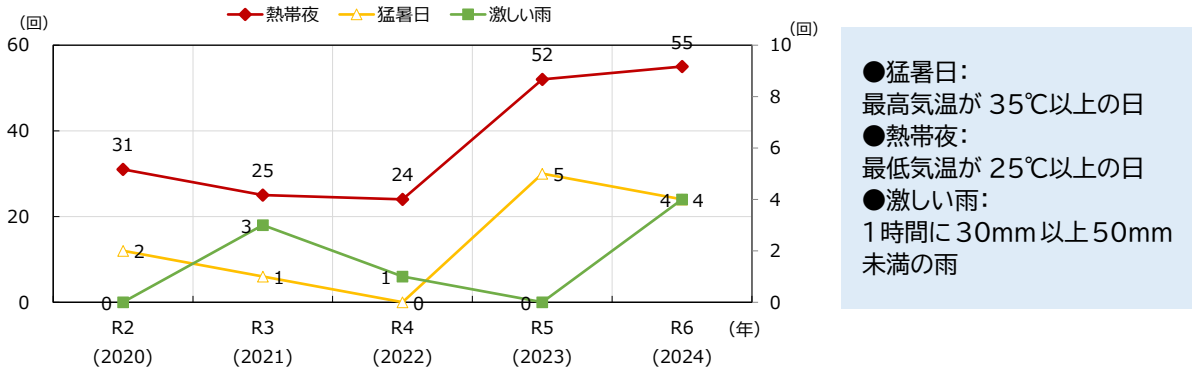
主な取り組み	担当課
* 健康被害への適応策に関する情報収集と普及啓発	環境政策課
◆ 世代やライフスタイルに応じた熱中症予防に関する周知・啓発	健康増進課 環境政策課 関係各課
○ 炎天下かけこみスポット(クーリングシェルター)の周知徹底	環境政策課

茅ヶ崎市の気候の将来予測と将来予想される影響

市の気候の現状

夏の猛暑や大雨など、気候変動による影響は近年顕在化しています。茅ヶ崎市でも、令和5(2023)年以降、熱帯夜が年間50日以上まで増え、猛暑日の観測される日数も増えています。

◆猛暑日、熱帯夜の日数、激しい雨の発生日数の推移◆



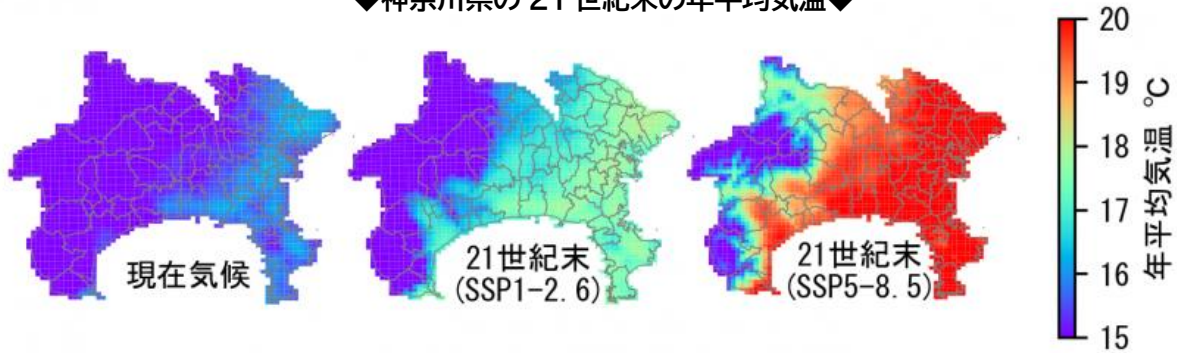
出典:アメダス(地域気象観測システムデータ)辻堂観測所気象庁

神奈川県気候の将来予測

神奈川県は21世紀末の平均気温は、現在気候(1990~2009年)に比べ、21世紀後半に脱炭素社会が実現した場合(SSP1-2.6)で+1.6℃(+0.8℃~2.6℃)、気候変動対策が進まなかった場合(SSP5-8.5)で+4.8℃(+3.4℃~6.2℃)上昇すると予測されています。

夏の暑さでは、真夏日は21世紀後半に脱炭素社会が実現した場合(SSP1-2.6)でも現在(平均48日程度)の1.3倍(平均64日程度)に増えると予測されています。

◆神奈川県の21世紀末の年平均気温◆



出典:神奈川県気候変動適応センター

将来予測される影響と連携による施策の推進

茅ヶ崎市では、農業や水産業、水環境、生態系、洪水・内水、高潮・高波、海岸侵食、地すべり、暑熱、都市インフラなどで気候変動の影響(リスク)が特に大きいと考えられます。

適応策の推進にあたっては、気候変動の影響やリスク等に関する最新の情報の収集や広域的な連携・対応が必要です。

国の気候変動適応センターや研究機関、神奈川県気候変動適応センター、周辺自治体と密接に連携し、適応策を推進していきます。

※詳しい内容は、茅ヶ崎市環境基本計画(令和3(2021)年3月)の85ページを参照ください。

指標

政策指標

政策指標		中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
4-1	市域の温室効果ガス排出量	1,202千 t-CO ₂ 【暫定値】(令和4年度)	681千 t-CO ₂ (基準年度比▲46%)
4-2	市域の再生可能エネルギー設備容量	30,721kW (令和5年度)	151,500kW
4-3	市域のエネルギー消費量	13,761TJ 【暫定値】(令和4年度)	10,670TJ
4-4	市域の電力需要量	1,033,218MWh (令和5年度)	990,510MWh
4-5	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合(市民)	64% (令和5年度)	90%
4-6	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合(事業者)	65% (令和5年度)	90%
4-7	「ハザードマップでの災害リスクの確認」を実施している割合(市民)	64% (令和5年度)	80%
4-8	「熱中症の予防行動」を行っている割合(市民)	91% (令和5年度)	98%
4-9	「従業員に対する熱中症対策」を行っている割合(事業者)	90% (令和5年度)	100%

施策指標

施策	施策指標	中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
⑩ ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進	⑩-1 県の支援による省エネ診断の実施件数	5件	10件
	⑩-2 県の補助を利用した省エネ設備機器の導入件数	3件	20件
	⑩-3 市有施設における温室効果ガス排出量	6,268t-CO ₂	5,626t-CO ₂
	⑩-4 公共施設の照明のLED化完了率(施設数)	15% (36/240施設)	100%
⑪ 再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進	⑪-1 市域の太陽光発電システム設備容量(10kW未満:主に家庭)	22,101kW (令和5年度)	116,000kW
	⑪-2 市域の太陽光発電システム設備容量(10kW以上:主に事業者)	6,575kW (令和5年度)	33,500kW
	⑪-3 市有施設への再エネ電力調達率(消費量)	76.5%	100%
	⑪-4 市有施設への電気自動車(ハイブリッド車含む)の導入数【累計】	14台	30台
⑫ まちの脱炭素化促進	⑫-1 県の補助を利用した省エネルギー改修の実施件数	7件	15件
	⑫-2 県の補助を利用した ZEH 住宅数【累計】	4棟	30棟
	⑫-3 プラグインハイブリッド乗用車普及率	0.4% (令和5年度)	30.4%
	⑫-4 電気自動車(EV)普及率	軽自動車 0.1%/乗用車 0.4%(令和5年度)	30.5%
⑬ 吸収源対策の推進	⑬-1 市域の吸収量	1,374t (令和5年度)	現状維持
⑭ 自然災害対策の推進	⑭-1 避難確保計画の提出率	95.4%	100%
	⑭-2 災害連携協定締結事業所数	128件	適宜協定締結
⑮ 健康被害対策の推進	⑮-1 熱中症搬送者数(年間)	205人	現状以下
	⑮-2 炎天下かけこみスポット(クーリングシェルター)の指定数	65件	適宜指定

政策目標 5 環境に配慮した行動を実践する まち【皆が行動できるパートナーシップ形成】

現状と課題

本市では、市職員による小中学校向けの出前授業の実施や環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」を活用し、スクールエコアクション*の取り組みを進めています。また、市の各課が環境に関する講座、見学会、観察会を実施しており、新たな学習手段としてデジタルツールを活用してオンライン講座や講演会なども開催しています。令和6(2024)年度は56の市民向けの事業が実施されました。

また、市民活動団体による自然環境の保全活動や自然観察会・講演会、イベント等実施、地域清掃・ボランティア清掃など市民・事業者・団体の方々が自ら率先して環境活動に取り組んでいます。

小学生親子を対象とした自然観察会



●環境審議会による中間評価(政策評価)●

- 出前講座をはじめとするアウトリーチ型の教育・学習機会の提供やボランティア支援など、環境学習や活動の機会を広げる多様な取り組みが実施されており、一定の効果が出ている。また、啓発活動や情報発信等は、オンラインやSNS等も活用して、ある程度工夫されたやり方が行われていることも評価に値する。一方で、学習や活動の機会に対する市民の不満割合が減少しつつも、依然として高いままである。
- 情報発信は行われているものの、周知・広報の方法や内容が参加者の関心や生活スタイルに合っていない可能性がある。特に、仕事や子育てで忙しい世代をどう取り込むかが鍵になる。新たな市民や事業者の参加を促す工夫をし、市民から案を募るなど広報の質を改善するとともに、意識向上から行動変容へと展開していくための仕組みを含んだ施策の構築が求められる。

●特に対応すべき課題●

- より多くの人への環境学習、環境活動の機会創出のため、効果的な広報と対象層の拡充、オンライン等機会の多様化が必要です。
- 広報手段の工夫、デジタルツールに不慣れな市民へのサポート、企業連携による景品提供など、参加者を増やすための取り組みが求められています。
- 市民団体の継続的な取り組み環境の維持に向けて、クラウドファンディングや他機関の助成金情報など、活動費に関する情報提供などが求められています。

目標と基本方針

政策目標 5

環境に配慮した行動を実践するまち 【皆が行動できるパートナーシップ形成】



令和12(2030)年度の茅ヶ崎市のイメージ

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実

- 未来を担う子どもたちに向けて、学校における環境教育の充実を図ります。
- 市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図ります。
- 市内の環境意識の向上を図ります。

基本方針(10) 環境活動の促進

- 市民、事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。
- 様々な媒体を活用しながら、市内の環境に関する情報発信を行います。

ちがさき環境フェア（左:市民ふれあいプラザでのパネル展、右:環境に関する親子参加イベント）



政策目標 5 の実現に向けて、市民と事業者の皆さまに実践していただきたい取り組み例を以下に示しました。できる範囲で取り組んでいただき、ともに目標達成を目指しましょう。

市民の皆さまの取り組み例

- 環境学習講座を受講し、環境にやさしい行動を日常生活で実践します。
- 身の回りや地域の環境活動についての情報発信に協力します。
- 学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに協力します。
- 地域で行われる環境活動やイベントに参加・協力します。
- 環境活動の情報を共有し、ネットワークづくりにつなげます。

事業者の皆さまの取り組み例

- 環境に関する研修等を受講し、環境に配慮した事業活動を実践します。
- 環境に関する研修や勉強会などを職場で実施し、従業員の環境意識の向上を図ります。
- 身の回りや地域の環境活動についての情報発信に協力します。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域で行われる環境活動やイベントに参加・協力します。
- 環境に配慮した事業活動の情報を共有し、ネットワークづくりにつなげます。

ちがさきエコネット(地球温暖化対策ポータルサイト)

ちがさきエコネットは、市民・事業者の皆さまと市が連携して地球温暖化対策に取り組むための情報共有の場として、茅ヶ崎市が運営しています。

サイト内では、環境家計簿を入力してチャレンジする「省エネコンテスト」や地球温暖化対策に関する「国・県の補助金情報」、子どもが楽しみながら学べる「SDGs キッズクイズ」、サイト登録したエコファミリーが投稿できる「エコクッキング・レシピ」など、エコなライフスタイル・ビジネススタイルを実践するため多様なコンテンツがあります。



市の施策

凡例：＊継続の取り組み、◆拡充・実施強化の取り組み、○新規掲載の取り組み

基本方針(9)

環境教育・環境学習の充実

施策

22 学校における環境教育の充実

小・中学校で環境に関する教育を推進し、児童・生徒の環境意識を育てるとともに、体験的学習・自発的な取り組みにつなげるため、学校生活の中で環境活動を継続的に推進していきます。

環境への関心の向上と日常生活への反映を図るために、児童・生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動、事業者や市の取り組みなどを紹介できる機会を作ります。

主な取り組み	担当課
○学校の取り組みに対する支援	環境政策課
＊出前授業等の実施	関係各課
＊副読本・教員向けニュースレターによる情報提供	関係各課

施策

23 地域における環境学習機会の拡充

より多くの人々が環境に配慮した行動が実践できるよう、幅広い年代の人々やライフスタイルに応じて環境保全活動や持続可能な地域づくりの参加の機会を提供し、活動を通じた学びを促進していきます。

また、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習を充実します。

主な取り組み	担当課
＊環境に関する講座、見学会、観察会等の実施	関係各課
＊市民まなび講座の活用	文化推進課
＊新たな環境学習手段の検討	関係各課

施策

24 庁内の環境意識の向上

市役所において、率先垂範としての環境活動に積極的に取り組み、市内に広く情報発信していくため、茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム*などに基づき、庁内での環境意識の向上を推進します。

主な取り組み	担当課
*エコオフィス行動の徹底	環境政策課 関係各課
*生物多様性の庁内周知	環境政策課 景観みどり課
*自然環境庁内会議の実施	景観みどり課
*各種研修会や関係機関への職員派遣	関係各課

基本方針(10) 環境活動の促進

施策

25 環境に配慮した活動への支援

より多くの人々に対して意識と行動の啓発を行うとともに、市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援します。

さらに、市民、事業者の中から、環境学習や環境保全活動の推進役を育成します。

主な取り組み	担当課
*広報活動の支援	関係各課
*環境に関する講演会等への支援	関係各課
*環境測定機器の貸出・提供	環境保全課
*事業者向けの環境に関する情報提供	環境政策課
*自然環境評価調査関連講座の実施	景観みどり課
○継続的な活動につながる情報提供や支援	環境政策課

施策

26 環境に関する情報の発信

様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に関する情報発信など、わかりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者ニーズに応じた情報を提供します。

主な取り組み	担当課
◆新たな情報発信手段を活用した利用者ニーズに即した情報発信	関係各課 広報シティ プロモーション課
◆環境フェアの開催	環境政策課 関係各課
*環境基本計画の周知	環境政策課

施策

27 パートナーシップの強化

市民や事業者が自主的に行う環境活動を継続的に発展させることができるよう、市民・事業者・市の協働での取り組み機会を拡充するとともに、多様な主体による環境に関する意見交換や交流を図り、パートナーシップの強化に努めます。

主な取り組み	担当課
○多様な主体との交流	環境政策課
○市民団体や事業者等との連携機会の拡充	環境政策課

指標

政策指標

	政策指標	中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
5-1	「環境講座、農業体験、自然観察会への参加」に取り組んでいる割合(市民)	8% (令和5年度)	16%
5-2	「地域の清掃活動」に取り組んでいる割合(市民)	17% (令和5年度)	29%
5-3	「地域の緑化活動」に取り組んでいる割合(市民)	17% (令和5年度)	29%
5-4	「地域環境のための取り組み」に取り組んでいる割合(事業者)	67% (令和5年度)	73%
5-5	環境分野における市民活動団体等との連携及び協働件数	55件 (令和5年度)	63件

施策指標

施策	施策指標	中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
㉒学校における環境教育の充実	㉒-1 出前授業等の実施件数	33件	32件
	㉒-2 環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」アクセス数	476件	652件
㉓地域における環境学習機会の拡充	㉓-1 市主催の市民を対象とした環境に関する講座・教室等実施件数	55件	80件
㉔庁内の環境意識の向上	㉔-1 週1日以上ノー残業デーを実施している割合(職員)	74% (令和7年度)	84%
	㉔-2 「生物多様性」の意味を理解している割合(職員)	65%	73%
㉕環境に配慮した活動への支援	㉕-1 市が広報した市民等の主催による環境活動数	43件	70件
	㉕-2 環境フェア参加団体数	46団体	現状維持
㉖環境に関する情報の発信	㉖-1 イベント・講座等に関する情報発信回数	259回	359回
	㉖-2 環境フェア参加者数	2,250人	2,500人
	㉖-3 環境ポータルサイト「ちがさきエコネット」アクセス数	72,004回	100,000回
㉗パートナーシップの強化	㉗-1 環境活動の推進を目的に訪問した事業所数	8事業所	24事業所
	㉗-2 協働によるイベント実施件数	32件	現状維持

第3章

計画の確実な推進のために

3-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、茅ヶ崎市環境審議会をはじめ、環境調整会議、関係課及び環境政策課（事務局）が、相互に連携を図りながら、また必要に応じて広域的連携により、それぞれの役割を果たします。また、市民・事業者・市の三者が連携して取り組みを進めるための体制整備を行います。

環境審議会

学識経験者や市民、事業者の参加の下、環境の保全に関して、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立った多角的な検討を行い、時代に適した判断を示していく役割を担います。また、廃棄物減量等推進審議会、みどり審議会等、他の審議会との情報共有を図ります。

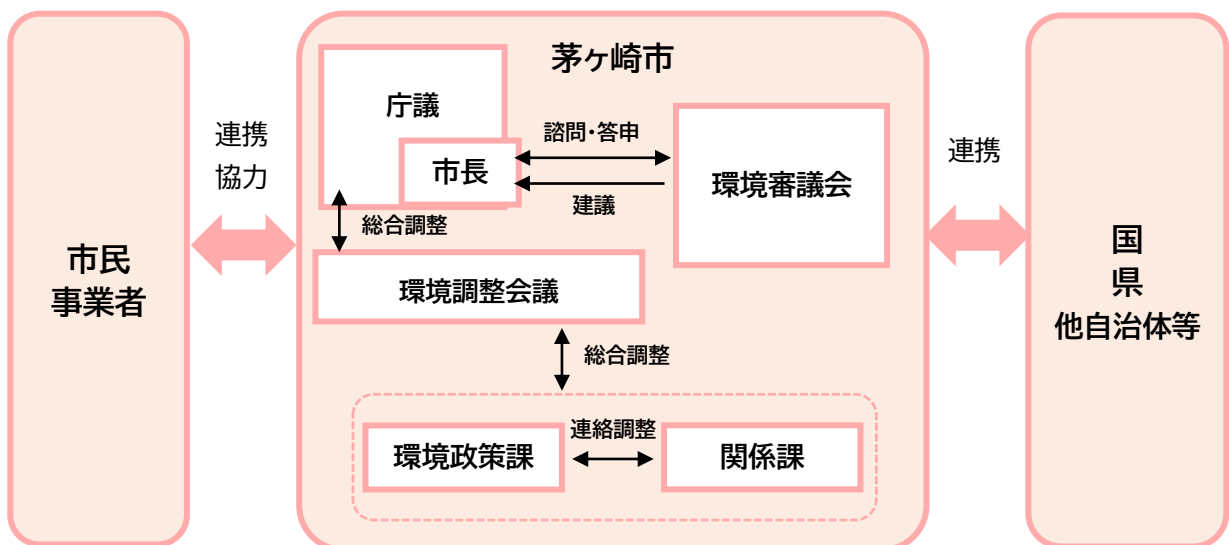
環境調整会議

環境の保全に関する市内横断的な組織とし、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行う組織としての役割を担います。

広域的な連携

気候変動への対応、生物多様性保全のためのみどりの連続性の確保などの広域的な課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。

◆計画の推進体制◆



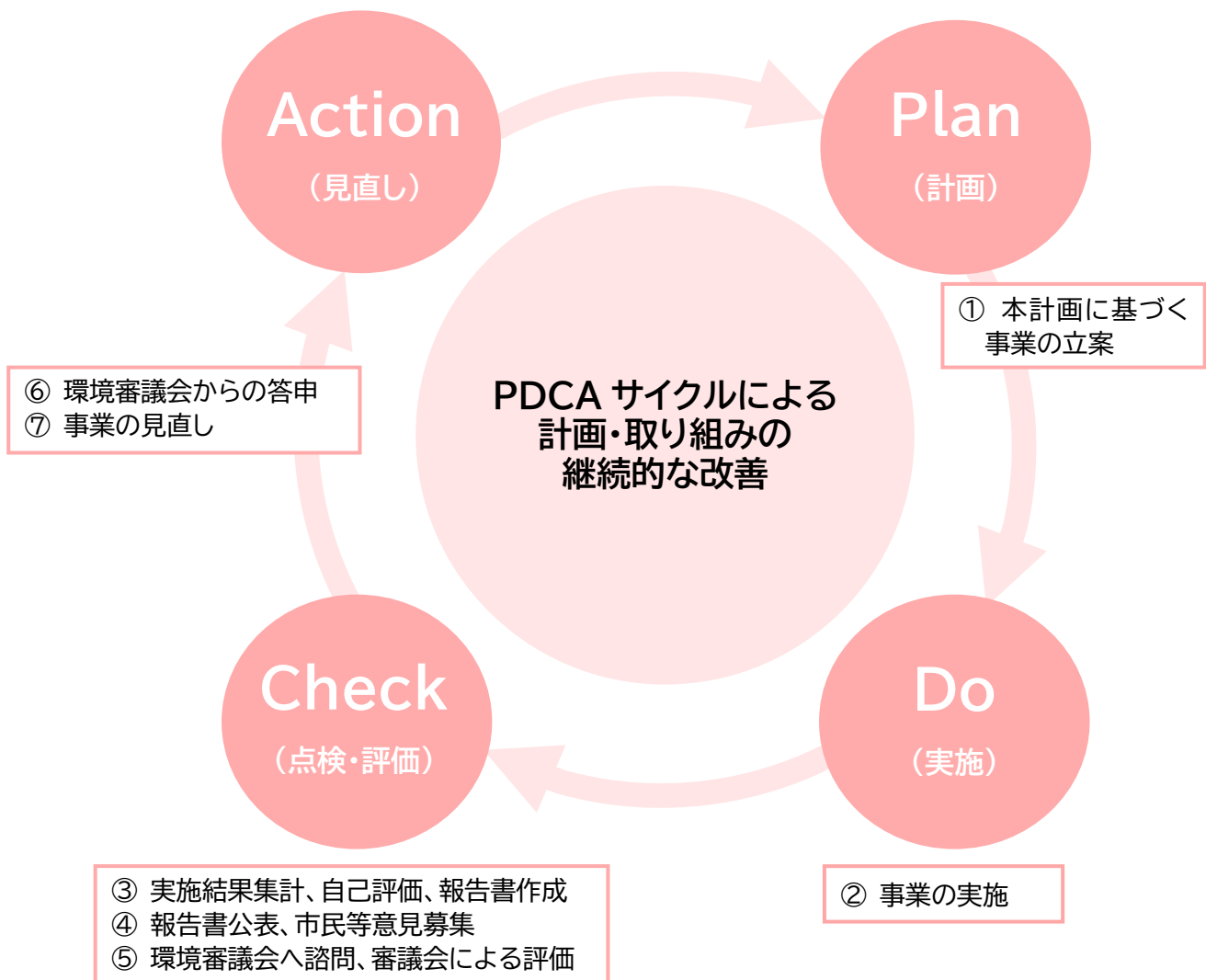
3-2 計画の進行管理

年度の進行管理

毎年度の進行管理については、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す、PDCA サイクルにより、継続的な改善を図りながら計画を着実に推進していきます。

当該年度の計画の施策の実施状況や政策目標達成に向けた進捗状況については、報告書にとりまとめて公表し、市民意見を募集します。茅ヶ崎市環境審議会は、報告書や市民意見に基づき、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。事務局(環境政策課)は、環境審議会や市民からの意見を踏まえて事業の見直しを検討します。

◆計画の進行管理のイメージ◆



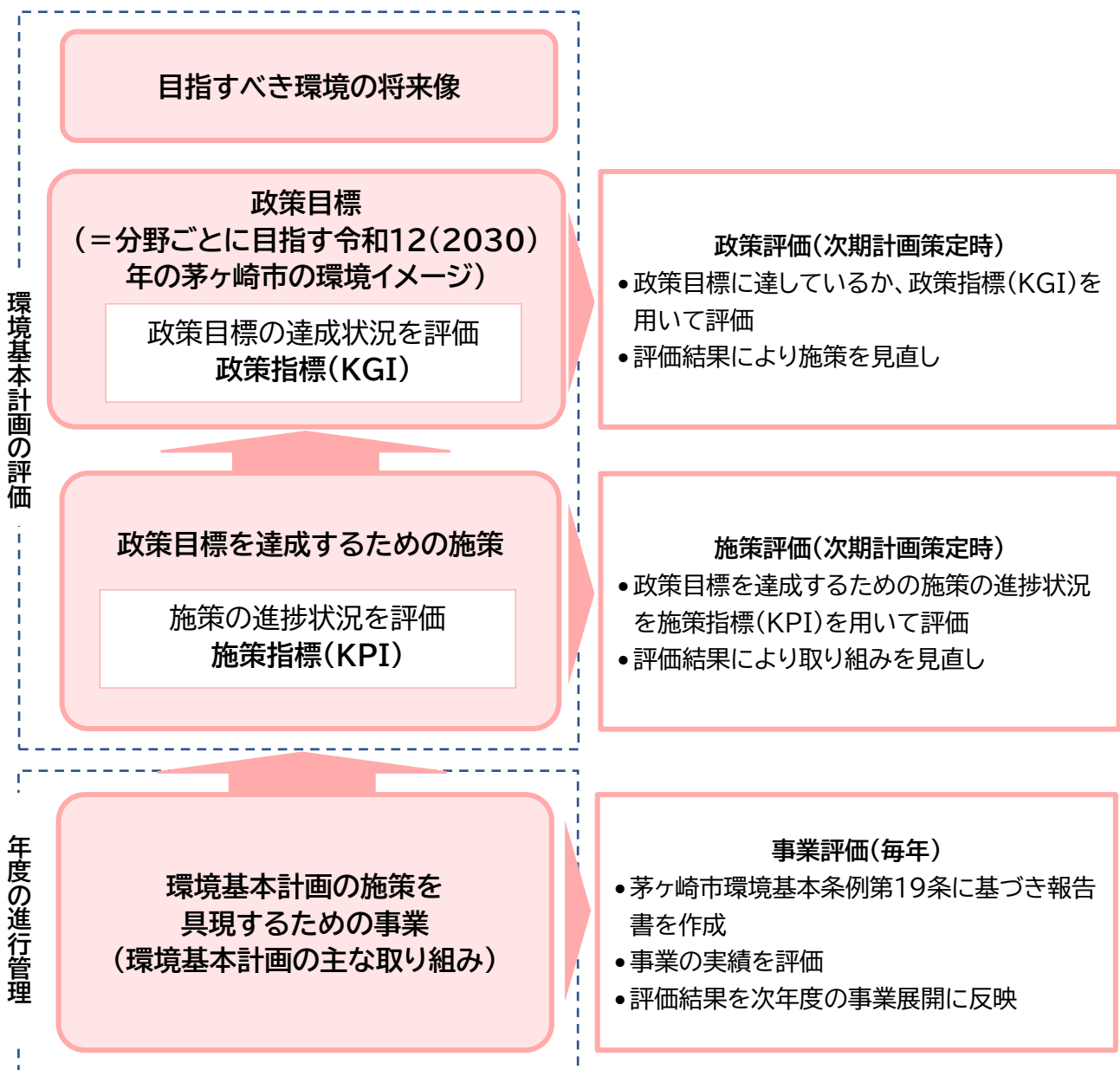
計画の評価

計画の評価の仕組み

目指すべき環境の将来像の実現に対し、政策目標や施策、あるいは事務事業が論理的につながり、かつどのように寄与しているのかを評価できるように、政策指標(KGI)^{※1}及び施策指標(KPI)^{※2}を設定し、評価を実施していきます。

政策指標(KGI)及び施策指標(KPI)は、原則として成果指標とし、客観的かつ継続的に測定、評価できるようにします。また、定量的指標に加えて定性的な指標を設定することにより、総合的な評価へと繋げていきます。

◆計画の評価の仕組み◆



※1 政策指標 (KGI) : Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標 (KPI) : Key Performance Indicator 最終目標を達成するための過程を計測する中間指標

評価の実施方法とスケジュール

計画の評価は、以下のスケジュールに基づき実施していきます。また、国内外の政策動向等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

● 事業評価(毎年)

事業評価は、本計画に基づき立案された個別事業の年度実績、進捗状況进行评估します。

各担当課は、年度当初に環境基本計画の主な取り組みと連動した事業内容、事業実施目標を設定し、年度末に事業の実施内容を自己評価し、事務局(環境政策課)へ報告します。

事務局(環境政策課)は、各担当課からの報告をとりまとめるうえ、市民意見を募集したうえで茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、当該年度における実績、進捗評価を実施し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

● 施策評価(次期計画策定時)

施策評価は、政策目標を達成するための施策の進捗状況进行评估するもので、施策ごとに設定した施策指標(KPI)を用いて、進捗状況进行评估します。

事務局(環境政策課)は、各担当課からの報告、市民アンケート結果などをとりまとめるうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、施策の進捗状況の評価を実施し、実施事業の見直し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

● 政策評価(次期計画策定時)

政策評価は、本計画が掲げる5つの基本目標(分野ごとに目指す令和12(2030)年の茅ヶ崎市の環境イメージ)に達しているかについて、政策指標(KGI)を用いて、進捗状況进行评估します。

事務局(環境政策課)は、実施期間内における施策の実施状況、政策目標の達成状況などをとりまとめるうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告します。

茅ヶ崎市環境審議会は、政策目標の達成状況について審議を行い、施策及び事業の見直し、改善点などについて、意見・提言を行います。

◆計画の評価のスケジュール(計画後期)◆

評価項目	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
茅ヶ崎市環境基本計画					期末評価
政策評価				●	
施策評価				●	
事業評価※	●	●	●	●	●
アンケート実施	●			●	
茅ヶ崎市総合計画(実施計画)	実施計画 2030				

※ 茅ヶ崎市環境基本条例第19条により公表する報告書に基づく評価です。

計画の中間見直し経過

本計画の中間見直しにあたっては、茅ヶ崎市環境基本条例第9条に基づき、市民、事業者またはこれらの者の組織する民間の団体の意見、茅ヶ崎市環境審議会の意見を聴取しています。

市民・事業者意識調査(市民、事業者の皆さまからの意見)

令和6(2024)年1月15日から令和6(2024)年2月15日にかけて、茅ヶ崎市の環境の満足度や課題等について市民・事業者の皆さまにアンケートを実施しました。

調査対象	回収数・回収率
茅ヶ崎市在住の満16歳以上の男女2,000人	有効回収数723、有効回収率36.2%
茅ヶ崎市内の1,000事業所	有効回収数280、有効回収率28.0%

脱炭素ちがさき市民会議(市民の皆さまからの意見)

令和6(2024)年度に官学民共同の脱炭素ちがさき市民会議実行委員会が主催となって、「脱炭素で住みよいちがさき」を実現するための方法について話し合いを行い、結果を市民提案として茅ヶ崎市長に提出しました。

ステークホルダーミーティング(事業者の皆さまからの意見)

令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて、茅ヶ崎市における脱炭素化推進のための課題をステークホルダーの視点から明確化するため、産業・業務・運輸部門に関わる市内事業者の皆さまと意見交換会を開催しました。

環境審議会による審議(環境審議会からの意見)

毎年実施される事業評価や令和6(2024)年度に実施した施策評価と同様に、令和7(2025)年度は政策評価と計画見直し素案(案)についても審議会へ諮問し、審議を経て答申をいただきました。

パブリックコメント

中間見直し計画素案について、令和7(2025)年12月19日から令和8(2026)年1月27日にかけてパブリックコメントを実施し、64件の意見をいただきました。

資料編

1 計画策定の根拠となる法令

茅ヶ崎市環境基本条例（平成8年9月27日条例第25号）

環境基本計画の策定の根拠となる茅ヶ崎市の条例です。

全条文は、茅ヶ崎市ホームページの「茅ヶ崎市例規集」から「茅ヶ崎市環境基本条例」を検索してください。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の根拠となる国の法律です。

全条文は、国の法令検索サイト「e-GOV」から「地球温暖化対策の推進に関する法律」を検索してください。

気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）

地域気候変動適応計画の策定の根拠となる国の法律です。

全条文は、国の法令検索サイト「e-GOV」から「気候変動適応法」を検索してください。

2 温室効果ガス排出量の推計

市域の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市域の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）ver2.2 環境省」に基づき、以下の考え方で推計を行いました。

● 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物に含まれる廃プラスチック、ペットボトル、合成繊維、紙ごみの焼却処分

● 算定方法

【エネルギー起源 CO₂】

部門	区分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの農林水産業全体の炭素単位(tC)を、「耕地面積」(農林水産統計年報：関東農政局)【茅ヶ崎市／神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計
	建設業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの建設業の炭素単位(tC)を、「着工床面積」(建築着工統計：国土交通省)【茅ヶ崎市／神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの製造業中分類毎の炭素単位(tC)を、「製造品出荷額等」(経済構造実態調査(製造業事業所調査)：経済産業省)【茅ヶ崎市／神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計
業務部門		「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの業務の炭素単位(tC)を、「業務系床面積」(固定資産税概要調査：総務省)【茅ヶ崎市／神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計
家庭部門		「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの家庭の炭素単位(tC)を、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省)【茅ヶ崎市／神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の神奈川県データの燃料使用量を「自動車保有台数」(神奈川県統計書等)【茅ヶ崎市／神奈川県】で按分し、燃料別 CO ₂ 排出係数を乗じて算出
	鉄道	「鉄道統計年報」(国土交通省)の市内で運行する鉄道会社の全線営業キロに占める市内営業キロを用いて、各鉄道会社の電力消費量を按分し、電力排出係数を乗じて算出

【非エネルギー起源 CO₂】

部門	区分	算定方法
廃棄物部門	一般廃棄物	市の年間直接焼却量に、各廃棄物の割合(プラスチック類、ペットボトル、合成繊維、紙くず)、水分率、各廃棄物の排出係数を乗じて算出

市の事務事業の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市の事務事業の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和7年3月環境省）」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（令和7年3月環境省）」に基づき算定を行っています。

詳細については、「茅ヶ崎市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記載していますので、そちらを参照してください。

市域の温室効果ガス排出量削減目標について

温室効果ガス排出量削減目標は、国の令和 12（2030）年度の削減目標を基準として設定を行いました。また、目安として部門別の削減量・削減率を算出しています。

部門別の削減量・削減率は、現在の地球温暖化対策を継続しながらも追加の対策は行わなかった場合の令和 12（2030）年度の将来排出量（現状趨勢（BaU））からの削減量に加え、目標達成のために追加が必要となる削減量（追加対策分）を各部門の削減可能量を踏まえて設定を行いました。

参考：対策強化による削減量(内訳)

部門	対策区分	対策内容	2021年 実施率	2030年 実施率	2030年度対策強化での CO2削減量 (t-CO ₂)	
産業	省エネ行動	省エネ診断・エコチューニング	27.1%	74.1%	3,991	109,519
	省エネ機器	省エネ性能の高い設備・機器等の導入	項目別	項目別	4,007	
	省エネ行動	燃料転換の推進	2.5%	38.5%	321	
	省エネ建物	FEMS導入	2.1%	36.1%	2,449	
	省エネ建物	建物の省エネルギー化	13.2%	51.0%	16	
	省エネ建物	新築建物のZEB化	0.0%	100.0%	86,048	
	再エネ	再エネ由来電力への転換	9.3%	60.2%	5,547	
	再エネ	再エネ熱利用拡大	2.5%	38.5%	5,513	
	再エネ	太陽光発電導入	11.1%	46.2%	1,627	
業務	省エネ行動	省エネ診断・エコチューニング	27.1%	70.7%	926	18,242
	省エネ機器	省エネ性能の高い設備・機器等の導入	項目別	項目別	685	
	省エネ建物	BEMS導入	2.1%	28.1%	2,262	
	省エネ建物	建物の省エネルギー化	13.2%	44.7%	427	
	省エネ建物	新築建物のZEB化	0.0%	50.0%	2,258	
	再エネ	再エネ由来電力への転換	9.3%	60.2%	7,322	
	再エネ	太陽光発電導入	11.1%	46.2%	4,362	
家庭	省エネ機器	省エネ性能の高い設備・機器等の導入	項目別	項目別	3,897	76,922
	省エネ建物	HEMS導入	2.1%	32.2%	5,207	
	省エネ建物	住宅の省エネルギー改修	32.5%	56.7%	7,805	
	省エネ建物	新築住宅のZEH化	0.0%	100.0%	12,270	
	再エネ	再エネ由来電力への転換	7.2%	52.6%	13,013	
	再エネ	太陽光発電導入（戸建て）	8.3%	33.3%	33,203	
	再エネ	太陽光発電導入（集合住宅）			1,527	
運輸	省エネ行動	公共交通・自転車利用促進	80.2%	91.8%	304	42,364
	省エネ機器	ハイブリッド車普及	20.0%	50.0%	10,721	
	省エネ機器	プラグインハイブリッド車普及	0.4%	30.4%	7,420	
	省エネ機器	EV（電気自動車）普及	0.5%	30.5%	23,919	
廃棄物	省エネ行動	プラスチックごみの削減	－	－	9,789	12,953
	省エネ行動	ごみの減量	－	－	3,164	
対策強化での削減量（合計）					260,000	

3 用語集

【あ行】

暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)

熱中症を予防するための指標で、単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されるが、気温とは異なる。暑さ指数(WBGT)は、人間の熱バランスに影響の大きい①気温、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた温度の指標で、それぞれの計測値から1:7:2の割合で算出される。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

ウェルビーイング

社会的、経済的、環境的な状況によって決定される、個人や社会のよい状態のこと。OECD(経済協力開発機構)など世界各国において、人々の満足度等を示すGDPを補完する指標として注目されている。

エコドライブ

車を運転する上で実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO₂)などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

炎天下かけこみスポット(クーリングシェルター)

危険な暑さから身を守り誰もが一時的に休憩ができる茅ヶ崎市が指定する公共施設や民間施設のこと。熱中症対策として、6月から10月の間で開放される。

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC₅)、パーフルオロカーボン類(PFC₅)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種でマングース、オオクチバスなどが知られている。市内では、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリなどがみられる。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。平成27(2015)年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

環境基準

環境基本法*第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30(2018)年に第五次計画が閣議決定された。

「第五次環境基本計画」は SDGs、パリ協定*採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション*の創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として平成5(1993)年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Action)を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。(→茅ヶ崎市環境マネジメントシステム*参照)

気候変動緩和策

気候変動への対策として、その原因となる温室効果ガスの排出を削減することで、人間社会や自然への影響を極力抑制しようとする対策のこと。緩和策を最大限に実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を抑える「適応策」が重要となる。(→「気候変動適応策」参照)

気候変動適応策

気候変動の原因となる温室効果ガスを削減する取り組み(緩和策)を最大限実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。(→「気候変動緩和策」参照)

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30(2018)年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じてること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

【さ行】

サーキュラーエコノミー

廃棄物をできるだけなくし、資源を循環させながら活用していくことを前提とした経済システム。経済産業省では、「まあいい経済」の名のもとあらゆるものをぐるぐる循環させる経済としており、消費者も「ものを買う」「ものを使う」「資源ごとに分ける」「資源をまわす」その結果生まれた「ものを買う」行動として「循環型消費行動」と呼んでいる。

再使用(リユース)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO₂)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

再生利用(リサイクル)

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素(CO₂)削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、令和12(2030)年までに新車乗用車の5~7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然環境評価調査

市域全体を対象として、良好な自然環境を指標する生きものの分布を調査し、自然環境を評価するために、本市が地域の専門家や市民の協力を得て行う調査のこと。

指標種

自然環境評価調査における茅ヶ崎市らしい自然に生息・生育する代表的な種。環境(樹林・草地・水辺・海岸・主要河川・細流)ごとに選定されている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12(2000)年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、令和3(2021)年で約523万t発生しているとされており、日本人1人当たり換算すると、お茶碗約1杯分(約114g)の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

処理残渣

粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患(COVID-19)。令和元(2019)年に発生し、令和2(2020)年1月には国内初の感染者が確認され、以後、感染の拡大を繰り返し、多くの感染者を生じさせた。令和5(2023)年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に引き下げられた。

スクールエコアクション

茅ヶ崎市内の公立小中学校で実施している、環境についての学習や環境にやさしい活動について、学校全体として継続的に取り組むための仕組み。

生活排水処理率

住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合であり、農林水産省、国土交通省、環境省が毎年度調査している「汚水処理人口普及率」と同様の方法により、算出している。(下水道処理開始公示済み区域については、下水道への接続の有無にかかわらず下水道による処理人口として計算している。)

生態系

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法

平成 20(2008)年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。令和4(2022)年12月に愛知目標の後継となる令和12(2030)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことに伴い、新たな世界目標に対応した戦略として見直しが行われた。令和12(2030)年のネイチャーポジティブの実現や 30by30 目標達成の取り組み、自然資本を守り活かす社会経済活動などが盛り込まれている。

【た行】

太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

茅ヶ崎市環境マネジメントシステム

一事業者として自らの施策及び事務・事業をはじめ、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため構築した茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム。平成17(2005)年3月に認証取得、運用していたISO14001から平成22(2010)年度に移行した。令和3(2021)年度より「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～として市役所温暖化対策と茅ヶ崎市環境マネジメントシステムの一体化を図り、運用を行う。

茅ヶ崎市総合計画

市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、まちづくりの指針となるもの。

茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「みどりの基本計画」であるとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性地域戦略」としても位置づけているもの。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成 28(2016)年に閣議決定された。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP*3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成 10(1998)年 10 月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

特定外来生物

平成 16(2004)年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

茅ヶ崎市内で生息・生育が確認されている特定外来生物として、アライグマ、アメリカザリガニ、アレチウリ、トキワツクサなどがある。なお、令和 5(2023)年 6 月 1 日より条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニとアカミミガメは、規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可なしで行うことができる。

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行動の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

【な行】

ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せること。生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030年ミッションとして掲げられており、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方となっている。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみから等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制(リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

パリ協定

平成 27(2015)年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

フードドライブ

まだ食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンクや地域の福祉施設などに寄付する活動のこと。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。

ブルーカーボン

海草藻場・干潟・マングローブ林などの沿岸生態系が、光合成により二酸化炭素(CO₂)を吸収し、堆積物中に長期貯留する機能のこと。これは、気候変動対策と生物多様性保全を両立させる重要な自然資本として位置づけられている。

ペロブスカイト太陽電池

特別なペロブスカイト構造を持つ結晶を利用した、次世代型の太陽電池のこと。従来のシリコン型に比べ、製造コストが低く、薄く軽量で、柔軟に曲げられるという大きな特長がある。これにより、耐荷重の小さな屋根や建物の壁、窓等、これまで太陽電池の設置が難しかった場所への応用が期待される。

【ま行】

マイクロプラスチック

一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生する。製造の際に化学物質が添加されていたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着したりすることにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

緑のまちづくり基金

市と市民の方々をはじめ、企業・団体の方々からのご協力をいただき、資金を有効に活用し、市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するための基金。

【英数】

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP

締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

GX(グリーントランスフォーメーション)

Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることでCO₂排出量を減らし、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していく取り組み。

ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができる。

ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、省エネ性能の向上と再生可能エネルギーの活用により、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。

ZEV

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ヴィーグル) の略。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)のこと。

3R(スリーアール)・4R(フォーアール)

3R:循環型社会を形成していくための3つの環境行動で「Reduce(リデュース:発生抑制)」「Reuse(リユース:再使用)」「Recycle(リサイクル:再生利用と熱回収)」です。

4R:本市では、上記3つの行動に「Refuse(リフューズ:要らないものを買わない・断る)」を加えた4Rを実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指します。

茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し

令和8(2026)年3月策定

発行 茅ヶ崎市

編集 環境部環境政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7176(直通)

FAX 0467-57-8388

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



